

第 11 自動火災報知設備

1 用語の定義

- (1) 警戒区域とは、火災の発生した区域を他の区域と区別して識別することができる最小単位をいう。
- (2) アドレス感知器とは、固有の信号を発する感知器をいう。
- (3) アドレス中継器とは、感知器に固有の信号を付加するための中継器をいう。
- (4) 一系統とは、1 伝送線に接続される感知器又は中継器の受け持つ警戒範囲をいう。
- (5) 感知区域とは、壁又は取付け面から 0.4m（差動式分布型感知器又は煙感知器を設ける場合にあっては、0.6m）以上突き出したはり等によって区画された部分をいう。
- (6) 蓄積付加装置とは、受信機が検出した火災信号を蓄積することにより非火災報の防止を図ることができる機能を受信機に付加する装置をいう。
- (7) 移報用装置とは、自動火災報知設備の火災信号を他の防災機器に移報するための装置をいう。

2 受信機

受信機は、次に適合すること。

(1) 常用電源

ア 交流電源

- (ア) 電源の電圧及び容量が適正であること。
- (イ) 電源電圧は、300V以下とすること。
- (ロ) 定格電圧が、60Vを超える受信機の金属製外箱は、接地工事を施すこと。
- (エ) 電源は、専用回路とすること。ただし、他の消防用設備等の電源を自動火災報知設備の電源と共用する場合で、これにより自動火災報知設備に障害を及ぼすおそれのないときは共用することができる。

イ 蓄電池設備

蓄電池設備を常用電源として使用する場合は、蓄電池設備の基準（昭和 48 年 2 月 10 日消防庁告示第 2 号）に適合するものを使用すること。

(2) 非常電源

第 3 非常電源の例によるほか、受信機の予備電源が非常電源の容量を超える場合は、非常電源を省略することができる。

(3) 設置場所

ア 受信機の設置場所は、省令第 24 条第 2 号ニの規定により防災センター等の常時人がいる場所とされているが、管理上やむを得ない場合には次の場所に設けることができる。◆

- (ア) 共同住宅の管理人室等。ただし、無人となる場合は、自動火災報知設備と連動した電気錠の解錠等により非常時に入室できる構造とすること。
- (イ) 玄関ホール、廊下等の共用部で避難上支障とならない場所。なお、当該場所が開放廊下等の共用部である場合は、防湿、防塵及び悪戯防止のための収納箱内に設けること。

イ 温度又は湿度が高く、衝撃、震動等が激しい等、受信機の機能に影響を与える場所には設

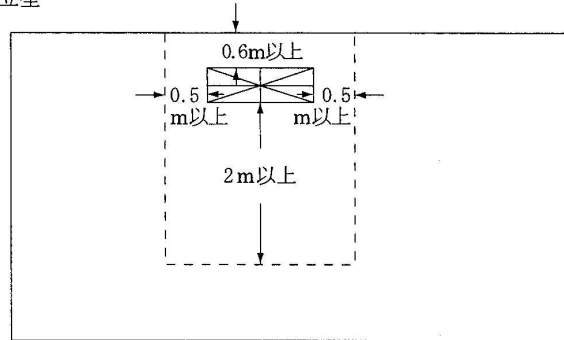
けないこと。

ウ 操作上、点検上障害とならないよう、有効な空間を確保すること（第11-1図参照）。

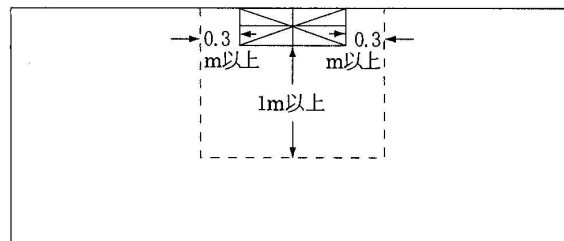
なお、自立型の場合で背面にとびら等がないものは、背面の空間を省略することができる。

また、操作上、点検上支障にならない場合は、図中の数値以下とすることができる。

自立型



壁掛型



第11-1図

エ 地震等の震動による障害が無いように堅ろうに、かつ、傾きのないように設置すること。

オ 受信機の設置場所相互間に設ける同時に通話することができる設備（以下「同時通話装置」という。）は、次に掲げるものをいう。

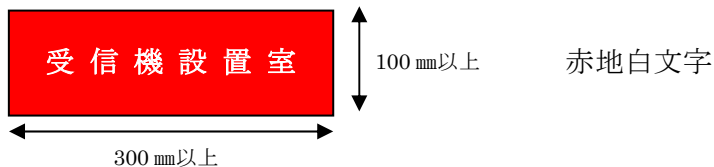
- (ア) 発信機（P型1級、T型）
- (イ) 非常電話
- (ウ) インターホン
- (エ) 構内電話で緊急割込の機能を有するもの

カ 1棟の建築物は、原則として当該棟に設置する受信機で監視するものであること。ただし、同一敷地内に2以上の建築物がある場合等管理上やむを得ない場合にあっては、受信機設置場所を1箇所とし又は1台の受信機により監視し、各建物と受信場所相互間に同時通話装置を設け、設備の集中管理を図ることができる。

この場合において、受信機を設置する建物以外の建物には副受信機を設置すること。ただし、無人の建物等で、かつ、火災発生場所が容易に確認できる構造のものである場合はこの限りでない。◆

キ 放送設備が該当する防火対象物にあっては、操作部と併設すること。◆

ク 受信機設置場所が不明確な場合は、その出入口等に次の標識を設けること。◆

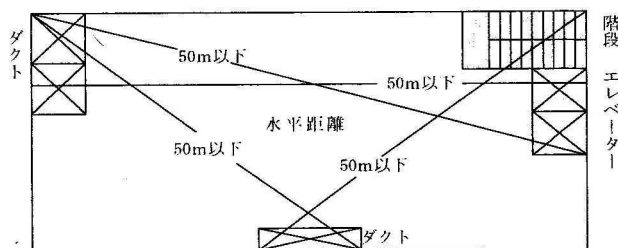


(4) 機器

- ア 検定品であること。
- イ 一の表示窓で、2以上の警戒区域を表示しないこと。
- ウ 主電源は、原則として交流電源とすること。
- エ 増設工事等が予想される場合にあつては、受信機に余裕回線を残しておくこと。
- オ 感知器等を他の設備と兼用するものにあつては、火災信号を他の設備の制御回路等の中継しないで表示すること。ただし、火災信号の伝送に障害とならない方法で、兼用するものにあつては、この限りでない。

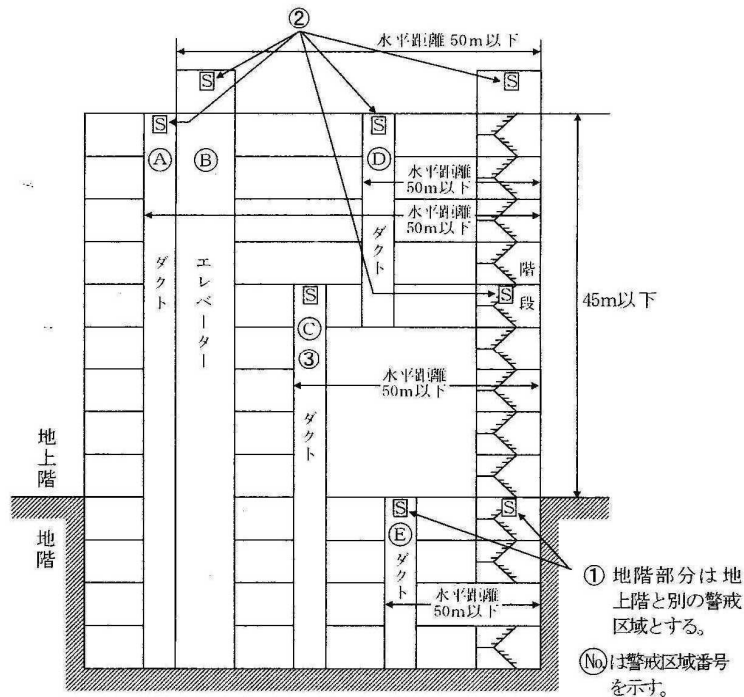
(5) 警戒区域

- ア 2以上の独立した建築物にまたがらないこと。
- イ 表示窓等には、警戒区域、名称等が適正に記入されているか、火災時に名称等が適正に表示されるものであること。
- ウ 警戒区域の面積（天井裏、小屋裏等を警戒する必要がある場合は、その床面積を含む。）が500 m²以下の場合で、警戒区域が2の階にわたる場合は、2の階にわたる警戒区域内のいずれかの部分に階段が設けられていること。◆
- エ 階段、傾斜路等にあつては、高さ45m以下ごとに一の警戒区域とすること。◆
- オ 地下2階以下にわたる階段、傾斜路は、別警戒区域とすること。◆
- カ 階段、傾斜路、エレベーター昇降路、パイプダクトその他これらに類する場所が同一防火対象物に2以上ある場合は、それらの一から水平距離50mの範囲内にあるものにあつては、同一警戒区域とすることができる。ただし、頂部が3階層以上異なる場合には、別警戒区域とすること（第11-2図、第11-3図参照）。



注 ダクト等の感知器の設置階が地階のものにあつては、地上階とは別の警戒区域とすること。

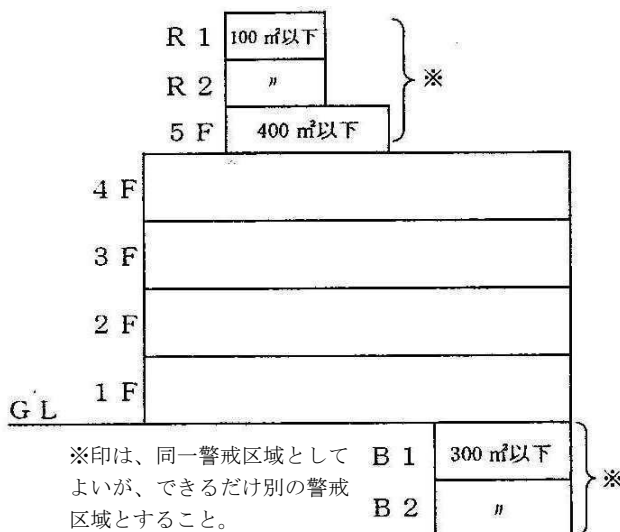
第11-2図



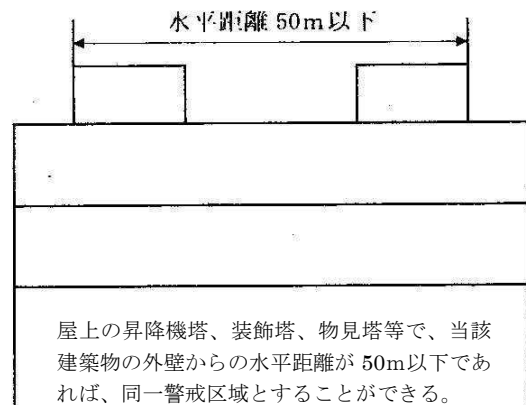
- 注1 ①②③の堅穴と階段は水平距離が 50m以下であるから地上階をまとめて同一警戒とすることができる。
- 2 ③の水平距離が 50m以下であっても頂部が他のダクト等と3階層以上異なっているため、別の警戒区域とすること。
- 3 地階の④ダクトは階段との水平距離が 50m以内であるから地階をまとめて同一警戒区域とすることができる。

第 11-3 図

- キ 階数が2以下の階段は、当該階の居室の警戒区域とすることができる。
- ク 屋上の塔屋又は地階で階とみなさない場合は、第 11-4 図又は第 11-5 図の例により 600㎡以下ごとに一の警戒区域とすることができる。



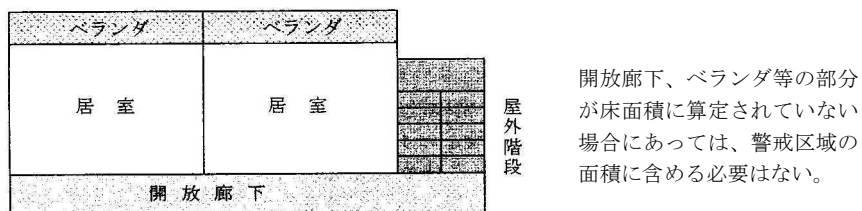
第 11-4 図



第 11-5 図

ケ 警戒区域の面積の算出は、感知器が免除されている場所も含めて算出すること。ただし、開放された階段部分等及び別の警戒区域を設定する階段、傾斜路、エレベーターシャフト、パイプシャフト等の部分は除外できる。

なお、算出基準は、壁等の中心線を境界線として算出すること（第 11-6 図参照）。



第 11-6 図

コ 各階の階段がそれぞれ 5 m 未満の範囲内で異なった位置に設けられている場合は、直通階段とみなして一つの警戒区域を設定することができる。

サ 警戒区域は、努めて廊下、通路、壁等を境界とし、防火対象物の防火区画又は避難区画等にまたがらないように設定されていること。◆

シ 政令第 21 条第 2 項第 2 号ただし書きの適用される部分は、学校の講堂、屋内競技場等のフロア部分、集会場、観覧場、劇場等の客席部分等であり、倉庫、工場、間仕切りのない事務室等は、荷物の積み上げ、大型機械、ロッカー等の設置などにより内部を見通すことができなくなるため該当しないものであること。

(6) 蓄積機能

5 蓄積機能によること。

(7) 地区音響装置の鳴動停止機能◆

非常放送中における地区音響装置の鳴動停止機能を有するものにあつては、次によること。

ア 受信機と放送設備とを結ぶ配線が短絡して地区音響装置を鳴動停止するものにあつては、当該配線が短絡した旨の表示を受信機の見やすい箇所に自動的に表示できるものであること。

イ 受信機と放送設備とを結ぶ配線が開放して地区音響装置を鳴動停止するものにあつては、当該配線が開放した旨の表示を受信機の見やすい箇所に自動的に表示できるものであること。

(8) 再鳴動機能

ア 特定一階段等防火対象物及び政令別表第 1 (2) 項ニに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存する防火対象物

(ア) 地区音響装置の再鳴動機能付きの受信機を設けること。

(イ) 再鳴動機能付きの受信機のうち、地区音響装置の再鳴動機能に係る規格が改正された前後に型式承認を受けたものについては、第 11-13 表を参考として確認すること。

イ 前ア以外の防火対象物

前アの防火対象物以外の既存の防火対象物において、地区音響装置の再鳴動機能を有していない受信機を設置している場合にあっては、地区音響停止スイッチを常に定位置にしておく旨の注意事項を、当該受信機の付近に掲示、書類の備え付け等の方法により明示しておくこと。◆

3 感知器

(1) 適応感知器及び設置場所

ア 感知器の選択方法

感知器は、省令第23条第4項から第8項までの規定によるほか、次により設置場所の環境状態に適応する感知器を設置すること。

(ア) 多信号感知器以外の感知器

多信号感知器以外の感知器を設置する場合は、次の各号に該当する場所に適応する感知器を第11-1表、第11-2表により決定すること。

a 第11-1表の適用

省令第23条第4項第1号ニ、(イ)から(ト)に掲げる場所

b 第11-2表の適用

(a) 省令第23条第5項各号に掲げる場所のうち、第11-2表の環境状態の項に掲げる場所で非火災報又は感知の遅れが発生するおそれがある場合は、同表中の適応煙感知器を設置すること。

(b) 省令第23条第6項第2号及び第3号に掲げる場所のうち、第11-2表の環境状態の項に掲げる場所で非火災報又は感知の遅れが発生するおそれがある場合は同表中の適応煙感知器又は熱感知器を設置すること。

(c) 前(a)又は前(b)により煙感知器を設置した場合、非火災報が頻繁に発生するおそれ又は感知が著しく遅れるおそれがある場所に設置する場合にあっては、第11-2表中の適応熱感知器を設置すること。

(イ) 多信号感知器

多信号感知器を設置する場合は、当該感知器の有する性能（種類、感度種別、公称作動温度、蓄積、非蓄積型の別等）のすべてが前(ア)の設置条件に適応する感知器を設置すること。

イ 感知器の設置方法

感知器を前アにより設置する場合は、省令第23条第4項第3号から第9号までの規定によるほか、次によること。

(ア) 省令第23条第4項第2号に規定する取付け面の高さに応じた感知器がないものにあつては、有効に感知できる部分に限り政令第32条又は条例第42条の規定を適用し、第11-1表又は第11-2表に定める感知器を設置することができるものであること。

(イ) 前(ア)により廊下、通路等（幅員3m未満のものに限る。）に、熱感知器を設置する場合は次によること。

a 廊下又は通路等の天井面から0.4m以上の突出したはり等がない場合は、建築構造と感知器種別に応じ第11-3表に示す歩行距離以内ごとに1個以上の感知器を設置するものであること。

b 廊下又は通路等の天井面から0.4m以上1m未満の突出したはり等により小区画が連続する場合は、建築構造と感知器種別に応じ第11-4表に示す面積以内で隣接する感知区域を一の感知区域とすることができるものであること。

第11-1表 設置場所の環境状態と適応感知器 1

設置場所		適応熱感知器										備考	
環境状態	具体例	差動式スポット型		差動式分布型		補償式スポット型		定温式		熱アナログ式 スポット型	炎感知器		
		1種	2種	1種	2種	1種	2種	特種	1種				
省令第二十三條第四項第一号二(イ)から(ト)までに掲げる場所及び同号ホ(ハ)に掲げる場所	じんあい、微粉等が多量に滞留する場所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	<ol style="list-style-type: none"> 1 差動式分布型感知器を設ける場合は、検出部にじんあい、微粉等が侵入しない措置を講じたものであること。 2 差動式スポット型感知器又は補償式スポット型感知器を設ける場合は、じんあい、微粉等が侵入しない構造のものであること。 3 定温式感知器を設ける場合は、特種が望ましいこと。 4 紡績・製材の加工場等で火災拡大が急速になるおそれのある場所に設ける場合は、定温式感知器にあつては特種で公称作動温度75℃以下のもの、熱アナログ式スポット型感知器にあつては火災表示に係る設定表示温度を80℃以下としたものが望ましいこと。 	
	水蒸気が多量に滞留する場所	×※	×※	×	○	×	○	○	○	○	○	×	<ol style="list-style-type: none"> 1 差動式分布型感知器又は補償式スポット型感知器は急激な温度変化を伴わない場所に限り使用すること。 2 差動式分布型感知器を設ける場合は、検出部に水蒸気が侵入しない措置を講じたものであること。 3 補償式スポット型感知器、定温式感知器又は熱アナログ式スポット型感知器を設ける場合は、防水型を使用すること。
	腐食性ガスの発生するおそれのある場所	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	<ol style="list-style-type: none"> 1 差動式分布型感知器を設ける場合は、感知部が被覆され、検出部が腐食性ガスの影響を受けないもの又は検出部に腐食性ガスが侵入しない措置を講じたものであること。 2 補償式スポット型感知器、定温式感知器又は熱アナログ式スポット型感知器を設ける場合は、腐食性ガスの性状に応じ、耐酸型又は耐アルカリ型を使用すること。 3 定温式感知器を設ける場合は、特種が望ましいこと。
	厨房その他正常時において煙が滞留する場所	厨房室、調理室、仕込場、溶接作業所、ゴミ焼却室、霊安室、その他これらに類する場所	×	×	×	×	×	×	○	○	○	×	<p>厨房、調理室等で高湿度となるおそれのある場所に設ける感知器は、防水型を使用すること。</p>
	著しく高温となる場所	乾燥室、殺菌室、ボイラー室、鑄造場、圧延場、映写室、スタジオ、サウ	×	×	×	×	×	×	○	○	○	×	

	ナ室、熱交換室、照明室、貯湯そう室、その他これらに類する場所												
排気ガスが多量に滞留する場所	駐車場、車庫、車路、自家発電室、トラックヤード、荷物取扱所、エンジンテスト室、自動車修理工場、自動車ターミナル、屋内自動車教習所、その他これらに類する場所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
煙が多量に流入する恐れのある場所	配膳室、厨房の前室、厨房内にある食品庫、ダムウェータ、事務室、休憩室及び控室、飲食店の客席、厨房周辺の廊下及び通路、食堂、給食室、その他これらに類する場所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	
結露が発生する場所	スレート又は鉄板で葺いた屋根の倉庫・工場、パッケージ型冷却機専用の収納室、密閉された地下倉庫、冷凍室の周辺、鮮魚加工室、ポンプ室、水そう室、その他これらに類する場所	×	※	×	※	○	○	○	○	○	○	○	×
火を使用する設備で火炎が露出するものが設けられている場所	ガラス工場、キューボラのある場所、溶接作業所、厨房、鋳造所、鍛造所、その他これらに類する場所	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	×	

- 注1 ○印は当該場所に適応することを示し、×印は当該設置場所に適応しないことを示す。
- 設置場所の欄に掲げる「具体例」については、感知器の取付け面の付近（炎感知器にあっては公称監視距離の範囲）が、「環境状態」の欄に掲げるような状態にあるものを示す。
 - 差動式スポット型、差動式分布型及び補償式スポット型の1種は感度が良いため、非火災報については2種に比べて不利な条件にあることに留意すること。
 - 差動式分布型3種及び定温式2種は消火設備と連動する場合に限り使用できること。
 - 省令第23条第5項第6号の規定による地階、無窓階及び11階以上で、省令第23条第4項第1号ニ(イ)及び(ホ)に掲げる部分は、政令第32条を適用して省令第23条第6項第1号に規定する熱感知器を設けることができること。
 - 多信号感知器にあっては、その種別、公称作動温度の別に応じ、そのいずれも表により適応感知器とされたものであること。
 - ※印の該当場所には、差動式スポット型感知器（防水型）の設置が可能であること。

第 11-2 表 設置場所の環境状態と適応感知器 2

設置場所		適応熱感知器					適応煙感知器					炎感知器	備考	
環境状態	具体例	差動式スポット型	差動式分布型	補償式スポット型	定温式	スポット型 熱アナログ式	イオン化式 スポット型	光電式スポット型	式イオン化アナログ スポット型	光電アナログ式 スポット型	光電式分離型			光電アナログ式 分離型
喫煙による煙が滞留するような換気の悪い場所	会議室、応接室、休憩室、控室、楽屋、娯楽室、喫茶室、飲食室、待合室、キャバレー等の客席、集会場、宴会場、遊戯場、喫煙所、更衣室、小規模な事務室(40㎡未満)、ロッカー室、談話室、面会室、衣装室、その他これらに類する場所	○	○	○				○*		○*	○	○		
就寝施設として使用する場所	ホテルの客室、宿直室、仮眠室、寄宿舎、就寝施設のある管理入室、用務員室・休憩室及び警備室、病室、保健室、福祉施設等の入所室、その他これらに類する場所						○*	○*	○*	○*	○	○		
煙以外の微粒子が浮遊している場所	地下街通路、ファンルーム、その他これらに類する場所						○*	○*	○*	○*	○	○	○	
風の影響を受けやすい場所	玄関、ロビー、ピロティ、神社等の拝殿、礼拝堂、神殿、神楽殿、観覧場、ホワイエ、屋外音楽堂の舞台部、塔屋にある機械室、空調機械室、ゴルフ練習場、車両の待合室、その他これらに類する場所		○					○*		○*	○	○	○	
煙が長い距離を移動して感知器に到達する場所	廊下、階段、通路、傾斜路、エレベーター昇降路、パイプシャフト、厨房外のダムウェータ、その他これらに類する場所							○		○	○	○		光電式スポット型感知器又は光電アナログ式スポット型感知器を設ける場合は、当該感知器回路に蓄積機能を有しないこと。
燻焼火災となるおそれのある場所	電話機械室、通信機室、電算機室、機械制御室、ケーブルシャフト、密閉倉庫、書類、衣類等が多量に収納されている室							○		○	○	○		
大空間でかつ天井が高いこと等により熱及び煙が拡散する場所	体育館、航空機の格納庫、高天井の倉庫・工場・機械室、観覧席上部等で感知器取付け高さが8メートル以上の場所、公会堂、講堂、舞台部、室内競技場、議場、大展示場、大宴会場、ホール、プラネタリウム、その他これらに類する場所										○	○	○	

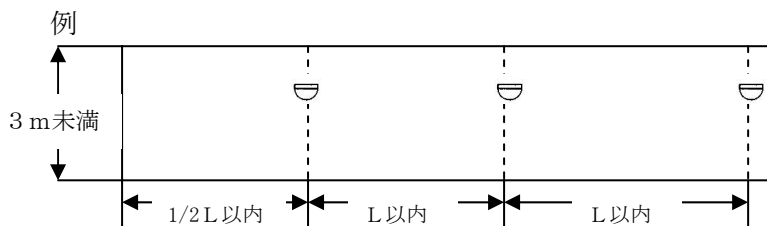
注1 ○印は当該場所に適応することを示す。

2 ○*印は、当該場所に煙感知器を設ける場合、当該感知器回路に蓄積機能を有することを示す。

- 3 設置場所の欄に掲げる「具体例」については、感知器の取付け面の付近（光電式分離型感知器にあっては光軸、炎感知器にあっては公称監視距離の範囲）が「環境状態」の欄に掲げるような状態にあるものを示す。
- 4 差動式スポット型、差動式分布型、補償式スポット型及び煙式（当該感知器回路に蓄積機能を有しないもの）の1種は感度が良いため、非火災報の発生については2種に比べて不利な条件にあることに留意すること。
- 5 差動式分布型3種及び定温式2種は消火設備と連動する場合に限り使用できること。
- 6 光電式分離型感知器は、正常時に煙等の発生がある場所で、かつ、空間が狭い場所には適応しない。
- 7 大空間でかつ天井が高いこと等により熱及び煙が拡散する場所については、天井高さが15メートル未満の場合は差動式分布型又は光電式分離型感知器2種を、天井高さ20メートル未満の場合は光電式分離型1種を設置するものであること。
- 8 多信号感知器にあっては、その有する種別、公称作動温度の別に応じ、そのいずれもが表により適応感知器とされたものであること。
- 9 発生する煙が黒い場合には、イオン化式又は光電式分離型を使用することが望ましい。

第11-3表

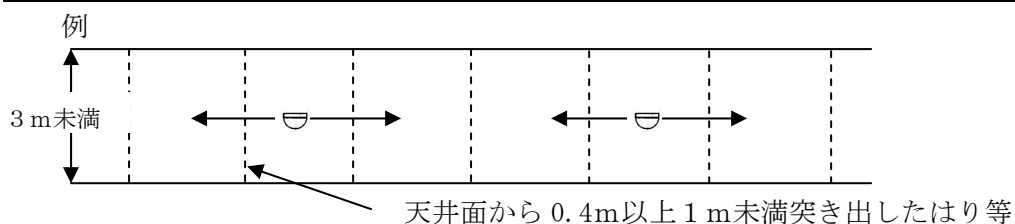
感知器種別 建物構造	差動式スポット型 補償式スポット型		定温式スポット型	
	1種	2種	特種	1種
耐火	15m	13m	13m	10m
非耐火	10m	8m	8m	6m



(注) Lは歩行距離とする。

第11-4表

感知器種別 建物構造	差動式スポット型 補償式スポット型		定温式スポット型	
	1種	2種	特種	1種
耐火	20 m ²	15 m ²	15 m ²	13 m ²
非耐火	15 m ²	10 m ²	10 m ²	8 m ²



ウ 感知器選択上の留意事項

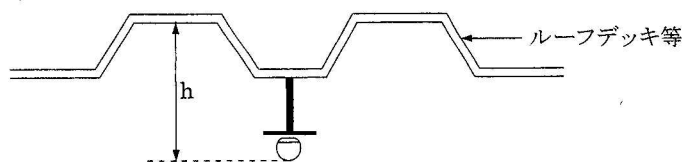
- (ア) 既に設置されている感知器で、当該設置場所が第11-1表に定める環境状態であるため非火災報が発生し、当該放火対象物の関係者から感知器の交換について申し出があった場合には、前ア及びイにより関係者指導を行うこと。
- (イ) 前(ア)による感知器の交換（配線の設計変更を要する場合を除く。）は、法第17条の5に規定する自動火災報知設備の整備として取扱うものであること。
- (ウ) 感知器を前ア及び前(ア)により設置・交換した防火対象物又はその部分で、「消防用設備

等試験結果報告書及び消防用設備等試験基準の全部改正について」(平成元年 12 月 1 日消防予第 135 号消防庁予防課長通知) 及び「消防用設備等の点検の基準及び点検票の様式を定める告示の施行について」(昭和 50 年 11 月 13 日消防安第 168 号消防庁安全救急課長通知) に定められた感知器の適応性は、前ア及び前イによって差し支えないものであること。

エ 取付け面の高さは、次式により計算し、適応する感知器を設けること。ただし、周囲の状況から判断して出火が予想される収納物等が通常の状態において床面より高い位置で収納される倉庫、格納庫にあつてはこの限りでない。

$$\text{取付け面の高さ} = \frac{(\text{取付面の最頂部}) + (\text{取付面の最低部})}{2}$$

オ 感知器の取付け面から下端までの距離は、天井面にルーフデッキ等を使用する場合、最頂部から感知器下端までとすること(第 11-7 図参照)。



第 11-7 図

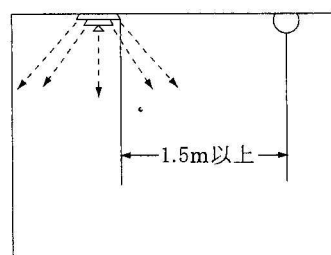
カ 取付け面の高さが 8 m を超え、かつ、差動式分布型及び煙感知器の設置が不相当と認められる場所で、定温式又は差動式スポット型の感知器により有効に火災を感知できる部分には、政令第 32 条の規定を適用して定温式又は差動式スポット型の感知器を設けることができる。

キ 地階、無窓階又は 11 階以上の部分に該当する場合であっても、天井裏又は小屋裏に設置する感知器は政令第 32 条の規定を適用して煙感知器、熱煙複合式感知器又は炎感知器以外の感知器を設けることができる。

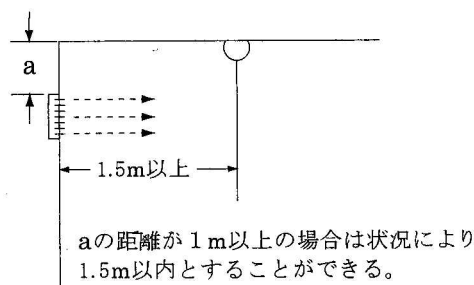
ク 換気口等の附近については(差動式分布型、光電式分離型及び炎感知器を除く。)、次により設けること。ただし、吹き出し方向が固定されている場合で、感知器に直接風圧等がかからないものは、この限りでない。

(ア) 換気口等の空気吹き出し口が、天井面に設けられている場合は、当該吹き出し口から 1.5m 以上離して感知器を取り付けること(第 11-8 図参照)。

(イ) 換気口等の空気吹き出し口が、壁体に設けられている場合は、当該吹き出し口から 1.5m 以上離して感知器を取り付けること。ただし、吹き出し口が天井面から 1 m 以上離れた壁体に設けられている場合は 1.5m 以内とすることができる。(第 11-9 図参照)



第 11-8 図



第 11-9 図

(2) 感知区域

感知区域は、壁の内側又は梁の中心線までの距離を基準に感知区域の面積を算出するほか次によること。

ア 感知区域を構成する間仕切壁、梁等（以下「間仕切等」という。）の上部に空気の流通する有効な開口部を設けた場合の感知区域の取扱いは次によること。

(7) 煙感知器の感知区域を構成する間仕切等の上方（取付面の下方0.6m未満）の部分に空気の流通する有効な開口部（取付面の下方0.2m以上×1.8m以上の間隙）を設けた場合は、隣接する2以上の感知区域を一の感知区域とすることができる。又、間仕切等の上部に開口部（0.3m以上×0.2m以上）を設け、その開口部から0.3m以内の位置に感知器を設けた場合は、当該隣接する感知区域を一の感知区域とすることができる。

(4) 熱感知器の感知区域を構成する間仕切等の上方（取付面の下方0.4m未満）の部分に空気の流通する有効な開口部（取付面の下方0.3m以上×幅は間仕切等の60パーセント以上）を設けた場合は、隣接する2以上の感知区域を一の感知区域とすることができる。

イ 省令第23条第4項から第6項に定める感知器種別ごとに使用場所に適応した感知器を設けるほか、次によること。

(7) 1m未満のはり等により、小区画が連続する場合は、感知器の取付け面の高さに応じて、第11-5表で定める範囲の隣接する感知区域を一の感知区域とみなすことができる。

(4) 細長い居室等の場合

短辺が3m未満の細長い居室等の場合は、歩行距離が第11-6表で示す数値以内ごとに1個以上設置することができる。◆

(7) 一の小区画が隣接している場合

はり等の深さが0.6m以上（差動式スポット型、定温式スポット型感知器にあつては、0.4m以上）1m未満で区画された5㎡以下（煙感知器にあつては、10㎡以下）の小区画が一つ隣接している場合は、当該部分を含めて同一感知区域とすることができる。

第11-5表

感知器の種別		差動式 分布型		差動式 スポット型 補償式 スポット型		定温式 スポット型		煙感知器		
		1種	2種	1種	2種	特種	1種	1種	2種	3種
使用場所 の構造	取付面 の高さ									
		耐火	4m未満			20㎡	15㎡	15㎡	13㎡	60㎡
4m～8m	25㎡		20㎡							
8m～15m								40㎡	40㎡	
15m～20m										
非耐火	4m未満			15㎡	10㎡	10㎡	8㎡	60㎡	60㎡	20㎡
	4m～8m	20㎡	20㎡							
	8m～15m							40㎡	40㎡	
	15m～20m									

第11-6表

建物構造	感知器の種別		煙感知器		
	差動式スポット型	定温式スポット型			
	1種	2種	特種	1種	
耐火	15m	13m	13m	10m	廊下、通路に準じて設けること。
非耐火	10m	8m	8m	6m	

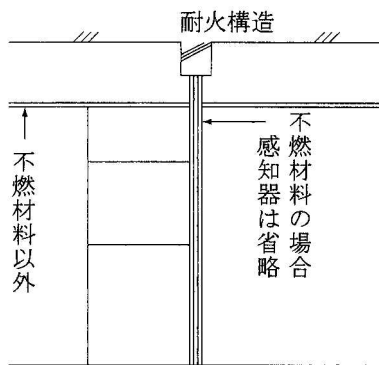
ウ 取付面の下部に、短辺が3m以上で、かつ、面積が20㎡以上の棚、張り出し等がある場合は、取付け面とは別の感知区域とすること。◆

ただし、棚又は張り出し等と天井面の距離が0.5m未満の場合にあっては、当該棚又は張り出し等に相当する天井面の部分には感知器を省略することができる。

エ 押入又は3.3㎡以下の物置（以下「押入等」という。）の感知区域については次によること。

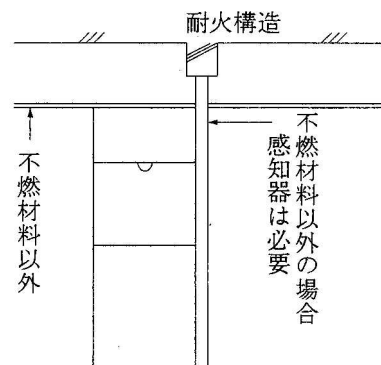
(ア) 押入等は、原則として居室と別感知区域とすること。

(イ) 感知器は、原則として押入等の上段部分に1個以上設けること。ただし、当該押入等から出火した場合でも隣室等への延焼のおそれのない構造又はその上部の天井裏に感知器を設けてある場合は、この限りでない（第11-10図から第11-17図まで参照）。



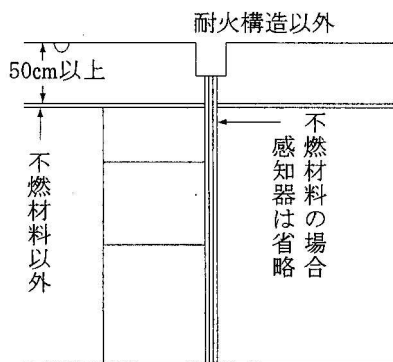
天井裏に感知器がない場合

第11-10図



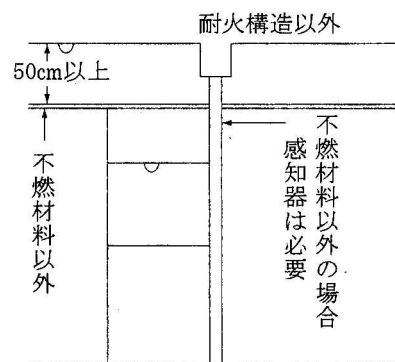
天井裏に感知器がない場合

第11-11図



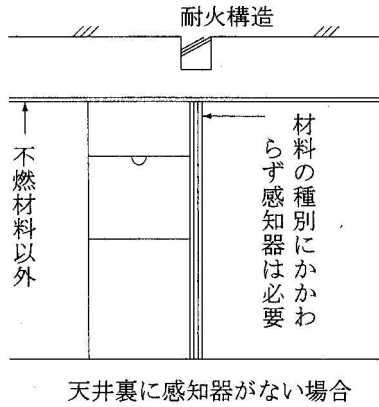
天井裏に感知器がある場合

第11-12図

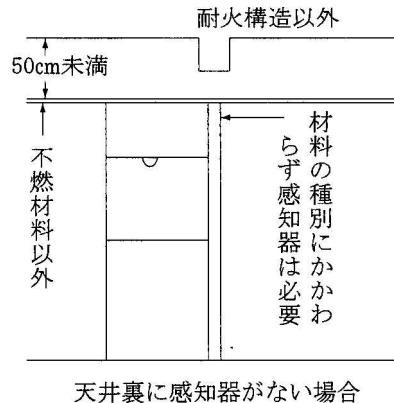


天井裏に感知器がある場合

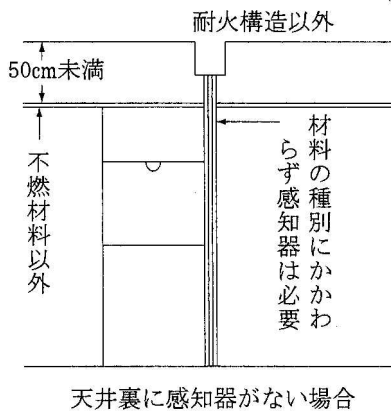
第11-13図



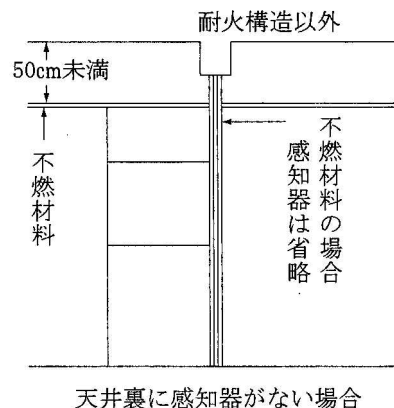
第 11-14 図



第 11-15 図

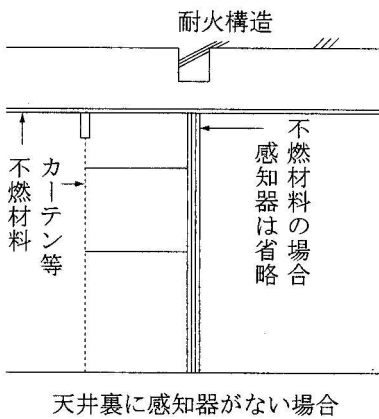


第 11-16 図

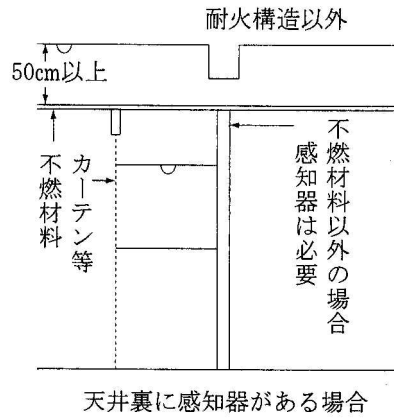


第 11-17 図

(ウ) 物入等にカーテンを設けた場合 (第 11-18 図、第 11-19 図参照)



第 11-18 図



第 11-19 図

オ 火災の感知を妨げる障害物がないこと。

カ スポット型の感知器は、一の感知区域で極端に偏在しないように設けること。ただし、天井高さ 4 m 未満の水平面に取付ける場合で、取付面のどの部分からも第 11-7 表の距離以内となる場合は、この限りでない。

第11-7表

建築物構造	感知器種別		差動式スポット型 補償式スポット型			定温式スポット型		
	1種	2種	特種	1種	2種			
耐火	9 m	8 m	8 m	7 m	4 m			
非耐火	6 m	6 m	6 m	5 m	4 m			

(3) 感知器の設置を要しない場所

省令第23条第4項第1号イからハによるほか、次によること。

なお、省令第23条第4項第1号ロの適用については、上屋その他外気の流通する場所が、用途上可燃性物品の存置が少ない等により、火災発生の危険が著しく少ない場合又は火災が発生した場合延焼拡大のおそれ著しく少ないと認められる場合であって、炎感知器の設置が免除されるときに限り感知器の設置を要しないものであること。

ア 姫路市消防用設備等の特例規程第6条に規定する場所

イ 機械設備等の震動が激しい場所又は腐食性ガスの発生する場所等で感知器の機能保持が困難な場所

ウ 温度の異常な上昇又は誘導障害等、非火災報を発するおそれのある場所

エ 便所、便所に付随した洗面所及び浴室の用途に供する場所

なお、次の場所は、当該場所と同等な場所として取扱うことができるものであること。

(ア) 便所に電気便座付き便器又は自動洗浄乾燥式便器等ヒーターを内蔵した機器を設置した場合で、当該機器が電安法に基づき、安全性が確認され、かつ、機器個々のヒーター出力が2キロワット以下の場合

(イ) 便所に付随した洗面所に、電気温水器、ガラス曇り防止器等ヒーターを内蔵した機器を設置した場合で、当該機器が電安法に基づき、安全性が確認され、かつ、機器個々のヒーターの出力が2キロワット以下の場合

(ウ) 浴室にバランス釜を設けた場合で、室内に面する仕上げが準不燃材料の場合

(エ) ユニットバスに「浴室に設ける天井等組込み形衣類乾燥・暖房等用電気機器の設置基準について」(平成8年9月5日付け消防局長通知)の指導基準に基づき、衣類乾燥・暖房等用電気機器を設けた場合

(オ) ユニットタイプの浴室等で、洗面所部分を脱衣所として使用する場合

オ 主要構造部を耐火構造とし、床、壁及び天井が準不燃材料で造られ、可燃性の物品を集積し又は可燃性の装飾材料を使用しない洗濯場等の用途に供する場所

カ 増築等により建物全体としての主要構造部が耐火構造以外の建築物となったもののうち、耐火構造の壁、床等により区画されている既存部分の天井裏

(4) 機器

ア 検定品であること。

イ じんあい、可燃性ガス又は蒸気が滞留するおそれがある場所に設ける場合は、防爆型等適当な防護措置を施したものを設けること。

(5) 設置方法

ア 差動式スポット型及び補償式スポット型感知器

機能試験を行うのに困難な場所及び人的危険のある場所（電気室の高圧線の上部又は取付け面の高い場所等）に設けるものにあつては、感知器の試験器を設けること。この場合、感知器と試験器の間の空気管は、検出部に表示された指定長以内とすること。

イ 差動式分布型（空気管式）感知器

(ア) 空気管を布設する場合で、メッセンジャーワイヤーを使用する場合（空気管とメッセンジャーワイヤーのより合わせ及びセルフサポートによる場合等を含む。）は、ビニル被覆が施されたものを使用すること。

(イ) 10 分の 3 以上の傾斜をもつ天井に布設する場合、その頂上部に空気管を取付け、かつ、当該天井面の上方にあつては 2 m（主要構造部を耐火構造とした建築物にあつては 3 m）、下方にあつては 8 m（主要構造部を耐火構造とした建築物にあつては 9 m）を超えない範囲で設け、平均設置間隔は 5 m（主要構造部を耐火構造とした建築物にあつては 6 m）以下とすること。この場合の平均設置間隔とは、空気管を平面天井に布設するときの間隔（一辺省略の例）である（第 11-20 図参照）。

なお、相対する天井面に設ける空気管は、左右対称となるように設けること。また、左右の天井面に設ける空気管の検出部を異にする場合は、頂上部にそれぞれ異なる空気管を平行に設けること。

(ロ) 相対する感熱部の相互間隔は、6 m（主要構造部を耐火構造とした建築物にあつては 9 m）以下とすること。ただし、第 11-21 図から第 11-25 図までに示すように設けた場合はこれによらないことができる。

(ハ) 空気管の露出部分は、小部屋等で空気管の露出長が 20m に満たない場合は、二重巻き又はコイル巻きとすること。

(ニ) 深さ 0.3m 以上 0.6m 未満のはり等で区切られた小区画が連続してある場合で、はり間隔 2 m 以下の区画にあつては各区画ごとに長辺に平行して 1 本以上の空気管を設けること。ただし、はり間隔 1.5m 以下の区画にあつては 1 区画おきに設けること。

(ホ) 天井面が 0.6m 以上段違いになっている場合は、高い天井面に感知器を設けること。この場合、低い天井面の奥行きが 3 m 以上の場合は、別の感知区域とすること。

(ヘ) 検出部を異にする空気管が平行して隣接する場合は、その相互間隔を 1.5m 以内とすること。

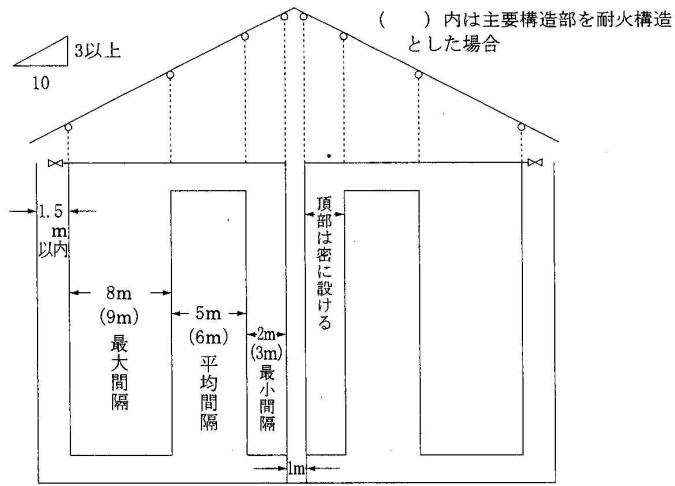
(ト) 一の検出部に接続する空気管の長さは 100m 以下とすること。この場合、検出部に接続するリード用空気管も長さに含まれるものであること。

(チ) 空気管は、ステーブル等により確実に止められていること。また、バインド線等で固定する場合のバインド線等は、ビニル被覆がなされたものを使用すること。

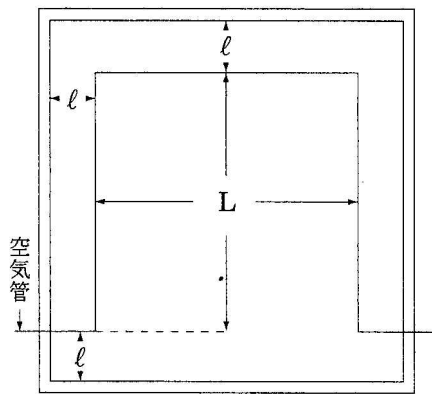
(リ) 壁体の貫通部分には、保護管、ブッシング等を設けること。

(ル) 空気管は、途中で分岐しないこと。

(レ) テックス又は耐火ボード等天井の目地に空気管を設ける場合は、感熱効果が十分得られるよう、天井面に露出して設けること。

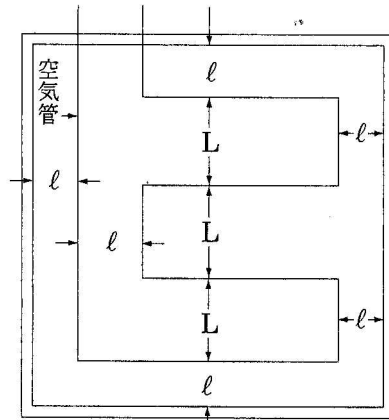


第 11-20 図



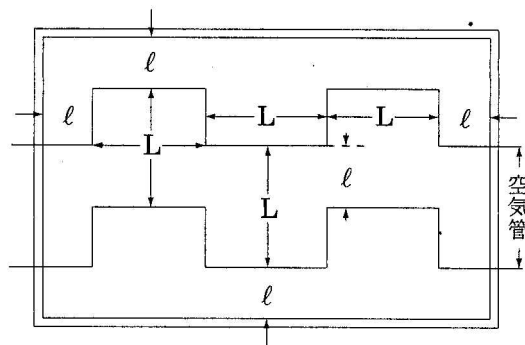
$l = 1.5\text{m}$ 以下
 $L = 6\text{ m}$ 以下 (主要構造部を耐火構造とした建築物にあっては 9 m 以下)

第 11-21 図 一辺省略の例



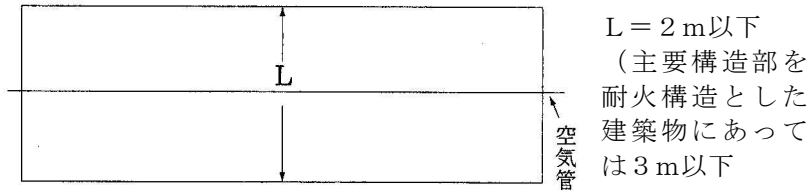
$l = 1.5\text{m}$ 以下
 $L = 5\text{ m}$ 以下 (主要構造部を耐火構造とした建築物にあっては 6 m 以下)

第 11-22 図 一辺省略の例

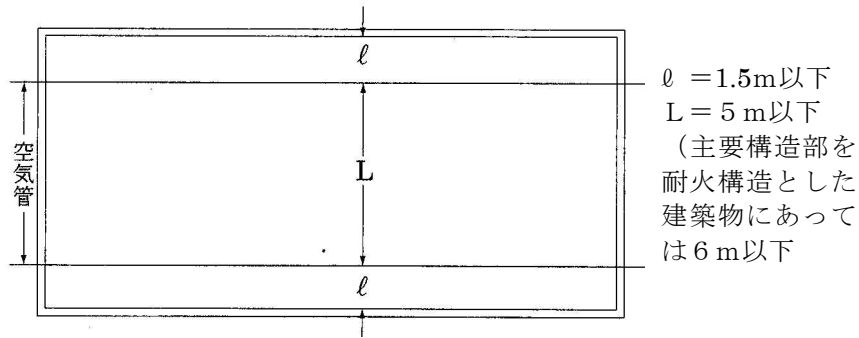


$l = 1.5\text{m}$ 以下
 $L = 6\text{ m}$ 以下
 (主要構造部を耐火構造とした建築物にあっては 9 m 以下)

第 11-23 図 一辺省略の例



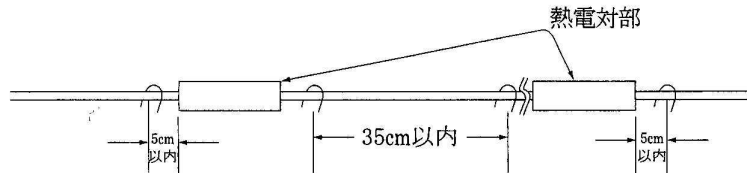
第 11-24 図 二辺省略の例



第 11-25 図 二辺省略の例

ウ 差動式分布型（熱電対式）感知器

- (ア) 熱電対部の前後間隔と相互間隔の比率は 1 : 4.5 以内とすること。
- (イ) 熱電対部と接続電線との最大合成抵抗値は、一の検出部につき指定値以下とすること。
- (ウ) 熱電対部の個数は、一の感知区域ごとに 4 個以上とすること。
- (エ) 接続電線は、ステーブル等により確実に止められていること。この場合、熱電対部にはステーブル等がかからないようにすること（第 11-26 図参照）。



第 11-26 図

- (オ) 壁体等を貫通する部分には、保護管、ブッシング等を設けること。

エ 差動式分布型（熱半導体式）感知器

- (ア) 感知区域ごとに、火災を有効に感知するよう第 11-8 表で定める基準により設けること。

第 11-8 表

感知器種別		感知器の種別	
		1 種	2 種
取付面の高さ 8 m未満	耐火建築物	65 m ²	36 m ²
	その他の建築物	40 m ²	23 m ²
8 m以上 15m未満	耐火建築物	50 m ²	○
	その他の建築物	30 m ²	○

○印の部分は、8 m未満の数値を準用する。

(イ) 感熱部と接続電線との最大合成抵抗は、一の検出部につき指定値以下とすること。

オ 定温式スポット型感知器

防火対象物の用途、内装、収容物等の状況により定温式2種の感知器を設けることによって火災を有効に感知できると認められる場合は、定温式2種の感知器を設けることができるものであること。

カ 定温式感知線型感知器

(ア) 感知線の全長は、受信機の機能に支障ない長さ以下とすること。

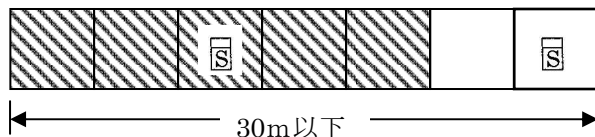
(イ) 1室に1個以上の端子板を設けること。

(ウ) 感知線は、ステーブル等により確実に止められていること。

キ 煙感知器（スポット型）

(ア) 廊下及び通路に設ける場合は、感知器相互間の歩行距離が30m以下（3種にあっては20m以下）とすること。この場合において、歩行距離が30mにつき垂直距離がおおむね5m以下となるような勾配の傾斜路は、通路に準じて設けること。

なお、地階、無窓階及び11階以上の廊下、通路に1m以上の突き出したはり等がある場合は、第11-27図の例により設けること。



隣接する両側の2感知区域までを限度として、煙感知器の有効範囲内（斜線部分）とすることができる。

第11-27図

(イ) 風速が5m毎秒以上となるおそれのある場所に設ける場合は、感知器に直接風圧がかからないような遮へい板を設けること。◆

(ウ) エスカレーター及び廻り階段等に感知器を設ける場合は、垂直距離15mにつき1個以上設けること。

(エ) エレベーター昇降路、パイプダクトその他これらに類する場所（水平断面積1㎡以上のものに限る。）は、最上部に2種以上の感度の感知器を1個以上設けること。ただし、エレベーター昇降路の上部に機械室があり、当該昇降路と機械室が完全に水平区画されていない場合は、当該機械室に設けることができる。

(オ) 階段に接続していない10m以下の廊下、通路等で居室等に面して出入口がある場合又は廊下、通路等から階段に至るまでの歩行距離が10m以下で階段に設ける扉が常時閉鎖式以外のもの若しくは居室等に出入口がある場合は、当該部分に感知器を設けないことができる。

(カ) パイプシャフトその他これらに類する場所が2の階以下で完全に水平区画されている場合は、熱感知器とすることができる。

(キ) 低い天井の居室（天井高が2.3m以下）又は狭い居室（おおむね40㎡未満）に設ける場合は、出入口付近に設けること。

なお、居室の面積が著しく小さい場合は、換気口等の空気吹出し口からの離隔を優先して設置し、可能な限り、出入口付近及び壁から0.6m以上離れた場所に設けるように努める

こと。

- (ク) 維持管理について著しく人命危険を伴う場所には、光電式分離型感知器又は試験機能を有する感知器を設置すること。

ク 光電式分離型感知器

- (ア) 外光等の影響を受けないように設けること。
(イ) 光軸が外れないように措置すること。
(ウ) 隣接する光電式分離型感知器が相互に干渉する場合は、送光部、受光部を交互に設置する等、有効に火災を感知できるように措置すること。◆
(エ) 感知器の公称監視距離を超える空間に感知器を設置する場合にあっては、未監視部分が生じないように光軸を連続して設定すること。ただし、感知器の維持、管理、点検のために天井等の部分に通路等を設ける場合にあっては、隣接する感知器の水平距離を1m以内とすること。
(オ) 非火災報防止のため、設置場所の高さ、環境、感知器種別等を考慮して設置すること。



- (カ) 設置後の有効な維持管理のために設置場所等を考慮すること◆

ケ 多信号感知器

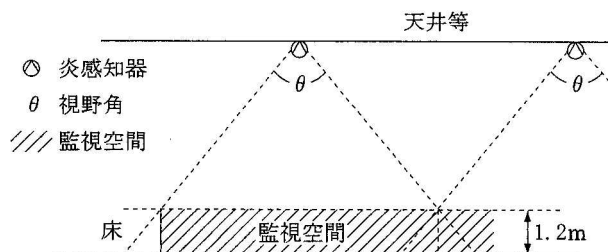
多信号感知器を設置する場合は、その種別によって決まる取付け面の高さが異なる場合、自動火災報知設備の感知器として使用する種別の範囲において該当する取付け面の高さの一番低い高さに設置できるものとする。

コ 炎感知器

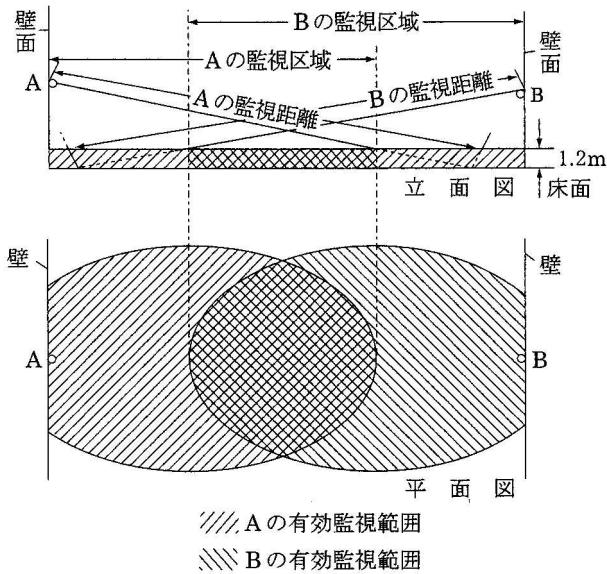
(ア) 設置要領

省令第23条第4項第7号の4に定めるほか、次により設置すること。

- a 室内に設けるものにあつては屋内型を、屋外に設けるものにあつては屋外型を設置すること。ただし、軒下、上屋の下部等で雨水のかかるおそれがない場所に設置する場合は、屋内型を設けることができる。
b 壁によって区画された区域ごとに、当該区域の床面から高さ1.2mまでの空間（以下「監視空間」という。）の各部分から当該感知器までの距離が公称監視距離の範囲内となるように設けること（第11-28図、第11-29図参照）。



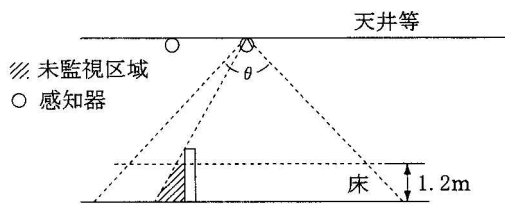
第11-28図



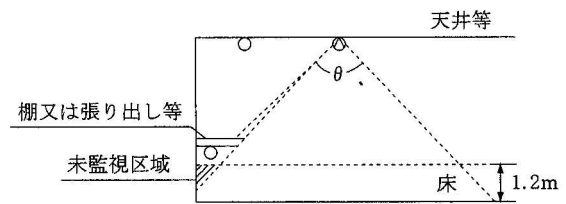
- 注 1 監視距離とは、監視空間の各部分から感知器までの距離をいう。
 2 監視範囲とは、1の感知器が監視することができる範囲をいう。

第 11-29 図

- c 監視空間内に 1.2m を超える障害物がある場合及び 1.2m を超える位置に棚等がある場合は、当該部分を監視する感知器を別に設置すること（第 11-30 図、第 11-31 図参照）。



第 11-30 図

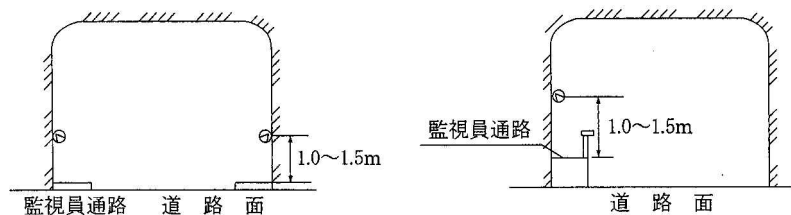


第 11-31 図

- d ライター等の炎による非火災報を防止するため、炎感知器から直近の監視空間までの距離が、当該感知器の監視することができる距離のおおむね 2 分の 1 以上となるように設置すること。◆

- (i) 道路の用に供する部分に設ける場合は、次によること。

- a 道路型を設けること。
 b 道路面（監視員通路が設けられている場合は、当該通路面）からの高さが 1.0m 以上 1.5m 以下の部分に設けること。（第 11-32 図参照）



第 11-32 図

(ウ) 省令第 23 条第 4 項第 1 号ホに掲げる場所のほか、次の場所は、感知器の種類により非火災報を発するおそれがあることから、感知器の種類を考慮し設置すること。◆

a 紫外線式スポット型感知器、紫外線赤外線併用式スポット型感知器及び炎複合式スポット型感知器

(a) ハロゲン灯、殺菌等及び電撃殺虫灯等が設置されている場所

(b) 屋外等で溶接の火花等の影響を受ける場所

(c) 火花を発生する機器等が設けられている場所

b 赤外線式スポット型感知器、紫外線赤外線併用式スポット型感知器及び炎複合式スポット型感知器

赤外線を発する機器が設けられ、当該機器により非火災報を発生させるおそれがある場所

(エ) 省令第 23 条第 5 項第 5 号に定める場所で、炎感知器が障害物等により火災を有効に感知できない場合は、政令第 32 条を適用して、光電式分離型感知器又は煙感知器を設けることができる。

(オ) 前(エ)以外の場所で、障害物等により炎感知器で火災を有効に感知できない場合は、当該場所に適応する熱感知器又は煙感知器を設置すること。

サ アナログ式感知器

前キ及びクによるほか、次によること。

(ア) 熱アナログ式スポット型感知器は、定温式特種として取扱うものであること。

(イ) イオン化アナログ式スポット型感知器、光電アナログ式スポット型感知器及び光電アナログ式分離型感知器は、注意表示に係る設定表示濃度及び火災表示に係る設定表示濃度を変更することにより、感知器の種別が異なることから、設置場所の天井高さ、床面積を確認し、適合する種別の感知器を設置させること。

4 中継器

中継器の設置は、次によること。

(1) 常用電源

ア 交流電源

(ア) 受信機から電源の供給を受ける中継器

前 2. (1). ア. (ア) から (ウ) までを準用すること。

(イ) 受信機から電源の供給を受けない中継器

前 2. (1). アを準用するほか、次によること。

a 中継器の電源が停止した場合、ただちに受信機にその旨の信号を送る機能を有すること。

b 予備電源の良否を試験する機能を有すること。

イ 蓄電池設備

前 2. (1). イを準用すること。

(2) 非常電源

前2.(2)を準用すること。

(3) 設置場所

ア アドレスを付加するために、感知器上部に取り付けられるものを除き、天井、壁及び床が準不燃材料で区画されており、かつ、開口部を防火戸とした場所の点検に便利な箇所に設けられていること。

ただし、不燃性又は難燃性の外箱で覆う等防火上有効な措置を講じた場合はこの限りでない。

イ 裸火等を用いる火気使用設備から5m以内の位置に設けないこと。

ただし、熱による影響がなく維持管理ができる場合は、これによらないことができる。◆

ウ 振動が激しい場所又は腐食性ガスの発生する場所等、機能障害の生じるおそれのある場所に設けないこと。

(4) 機器

検定品であること。

(5) 蓄積機能

5 蓄積機能によること。

5 蓄積機能

(1) 蓄積式受信機、蓄積式中継器

ア 感知器との接続

蓄積式受信機及び蓄積式中継器に感知器を接続する場合にあっては、一の警戒区域ごとに次によること。

(ア) 感知器を接続する場合にあっては、当該感知器の公称蓄積時間と当該中継器に設定された蓄積時間及び受信機の蓄積時間の合計の最大時間（接続される感知器の種類によって当該中継器等の蓄積時間が異なるものにあつては、その合計の最大時間をいう。以下同じ。）が60秒を超えないこと。

(イ) 煙感知器以外の感知器を接続する場合にあっては、当該中継器に設定された蓄積時間及び受信機の蓄積時間の合計の最大時間が20秒を超えないこと。

イ 適応性

感知器、中継器及び受信機の接続は、指定された適正なものであること。

ウ 蓄積機能の解除

蓄積式中継器及び蓄積式受信機は、発信機を操作した場合、蓄積機能を自動的に解除できるものであること。

エ 蓄積式中継器の設置場所

蓄積式中継器は、受信機内部又は受信機直近の外部に設けることとし、外部に設ける場合は、不燃性又は難燃性の外箱で覆う等の措置を講じること。

(2) 蓄積付加装置◆

ア 感知器との接続

前(1).アに準じたものであること。

イ 適応性

蓄積付加装置を接続することのできる受信機は、当該蓄積付加装置に表示されている適応受信機であること。

ウ 蓄積機能の解除

前(1)．ウに準じたものであること。

エ 設置場所

前(1)．エに準じたものであること。

オ 蓄積中の表示

蓄積中である旨の表示は、受信機又は蓄積付加装置の外箱の見やすい位置に設置した灯火又は警報音により行うものとする。

6 発信機

発信機は省令第24条第8号の2によるほか、次によること。

(1) 設置位置◆

廊下、階段、出入口付近等多数の者の目にふれやすい場所で、かつ、操作の容易な場所に設けること。

(2) 設置方法

次に掲げる場所に発信機を設ける場合は、防食型、防水型とするか又は適当な防護措置を施すこと。

ア 腐食性ガス等の発生するおそれのある場所

イ 可燃性ガス、粉じん等が滞留するおそれのある場所

ウ 開放廊下等で雨水等が浸入するおそれのある場所（屋外型発信機を設ける場所を除く。）

エ 屋内消火栓箱等の扉の開閉に伴って可動する部分に設けるリード線は、可とう性のあるより線等を使用すること。

(3) 機器

ア 検定品であること。

イ 巡回記録装置、電話、消火設備、その他の警報設備等と共用させる場合にあっては、共用させることにより自動火災報知設備の機能に障害を与えないこと。

ウ 原則として受信機に適応するものを設けること。

7 音響装置

音響装置は、次により設置すること。

(1) 設置位置

ア 音響効果を妨げるような障害物のある場所には設けないこと。

イ 外傷を受けるおそれのある場所には設けないこと。

(2) 設置方法

ア ベルの鳴動により、設備に振動を与えないように設けること。

イ 受信機の設置場所と宿直室等が異なる場合は、宿直室等には、音響装置及び副受信機等を

設けること。◆

ウ 地区音響装置の音圧は、原則として、任意の場所で 65dB（居室にあつては 60dB）以上の音圧が確保できるよう配慮すること。

なお、事前に関係者の資料により騒音が把握できる場所にあつては、その騒音より概ね 6 dB 以上の音圧を確保できるよう配慮すること。

エ ダンスホール、カラオケボックス等その他これらに類するもので音響が聞き取りにくい場所については地区音響装置の作動と連動して地区音響装置以外の音が自動的に停止するものであること。

オ 令別表第 1 (2) 項ニに掲げる防火対象物及び同表(16)項、(16 の 2)項、(16 の 3)項に掲げる防火対象物の同表(2)項ニに掲げる防火対象物の用途に供される部分のうち、ヘッドホン等を用いたサービスを提供する個室その他これに類する施設の部分については、当該サービスの提供中にあつても、ベルを増設する等により自動火災報知設備の地区音響装置が聞き取れるように措置されているものであること。

(3) 機器

ア 地区音響装置の基準（平成 9 年消防庁告示第 9 号）に適合すること。

イ 音色は他の機器の騒音等と明らかに区別できること。

ウ じんあい、可燃性ガス又は蒸気が滞留するおそれがある場所に設ける場合は、防爆等の適当な防護措置を施したものを設けること。

(4) 鳴動方法

ア 地区音響装置の鳴動方法は、次の場合を除き原則として全館一斉鳴動とすること。

イ 省令第 24 条第 1 項第 5 号ハに規定する防火対象物にあつては、次によること。

(ア) 第 1 報の感知器が作動した場合は、第 11-9 表に示す鳴動方式とすること。

(イ) 新たな火災信号として次の信号を受信した場合には、全館一斉鳴動に切り替わるものであること。

a 第 1 報の感知器の警戒区域以外の警戒区域の感知器が作動した旨の信号

b アナログ式自動火災報知設備等で、火災信号を個別、かつ、多段階に識別できる自動火災報知設備については、第 1 報の感知器以外の感知器からの火災表示すべき煙濃度または温度に達した旨の信号

c 発信機からの信号

(ウ) 第 1 報の感知器が作動し、前(ア)の方式による警報が鳴動してから、原則として 4 分経過した場合、前(イ)の新たな火災信号の入力がない場合でも自動的に全館一斉鳴動に切り替わること。

(エ) 地区音響を放送設備のスピーカーの音声警報と連動させて鳴動させる場合は、第 15 非常警報設備 2. (2). カ ((エ)を除く。) によること。◆

ウ 大規模な建築物の報知区域は、次によることができる。この場合の地区音響装置の鳴動は、隣接する他の報知区域と同一に鳴動できるものであること（第 11-33 図参照）。◆

(ア) 一の防火対象物が地階、人工地盤等で接続された建築物群にあつては、各棟の管理区分ごとで、かつ防火区画等の部分ごとに一報知区域とすることができる。

(イ) 一の階が広大な防火対象物にあっては、当該階の防火区画等ごとに一報知区域とすることができる。この場合、一報知区域の面積は、努めて1,200㎡以上とすること。

なお、地階部分の鳴動区域には、避難上有効な階段等が含まれていること。

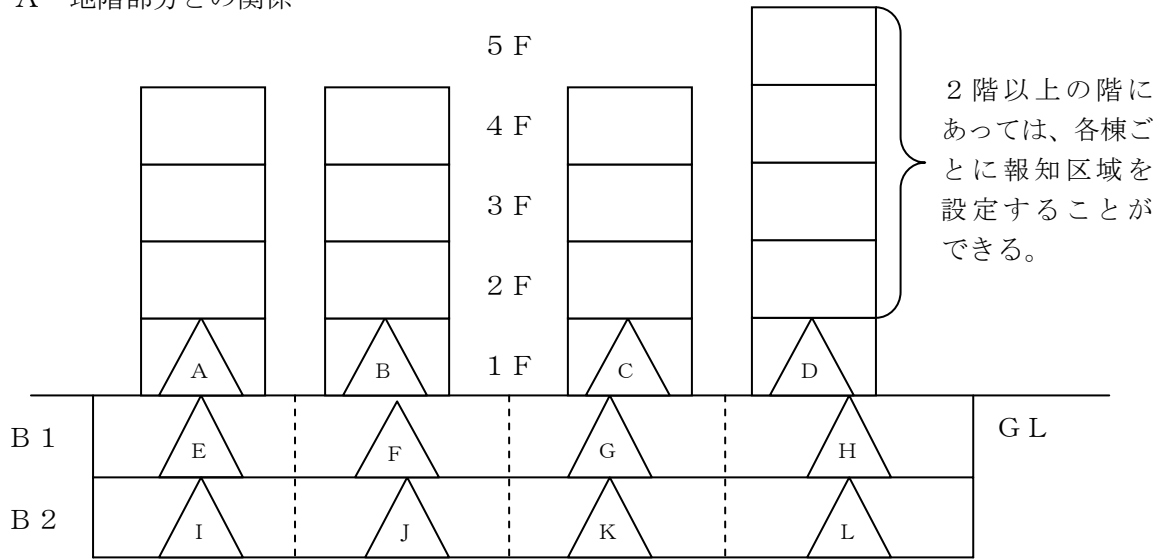
(5) 省令第25条の2の規定に基づき放送設備を設置した場合、地区音響装置を省略することができる。ただし、地区音響装置を省略する場合、自動火災報知設備の作動と連動して放送設備を起動させること。

第11-9表

n F						
3 F	○					
2 F	◎	○				
1 F		◎	○	⊕	⊕	
B 1 F		○	◎	○	○	GL
B 2 F		○	○	◎	○	
B 3 F		○	○	○	◎	

(注) ◎印は出火階を示す。
○印は同時鳴動階を示す。
⊕印は地階部分の鳴動と同時に鳴動させることができるよう指導すること。◆

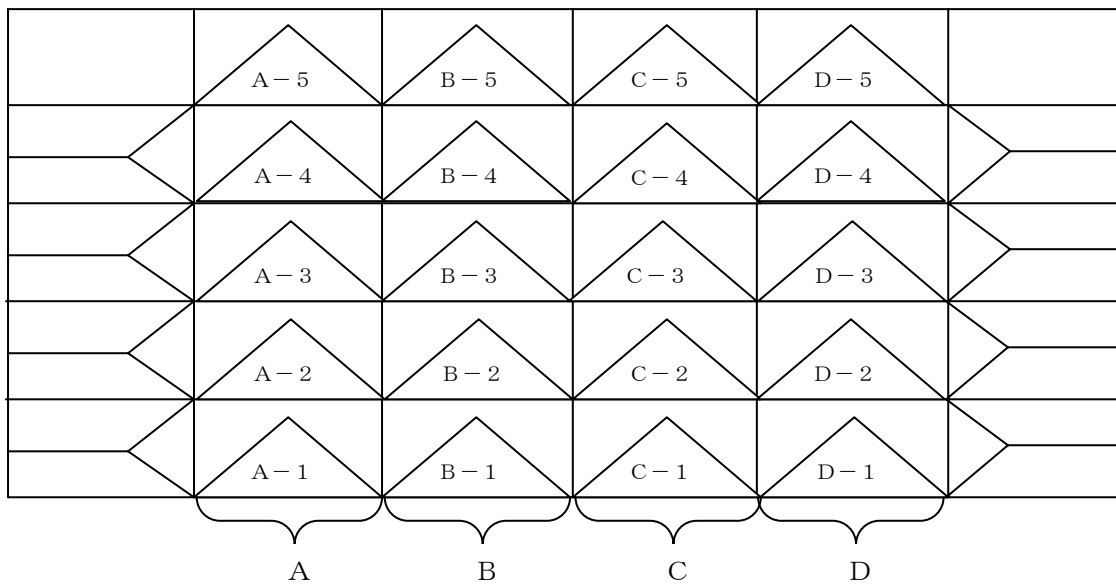
A 地階部分との関係



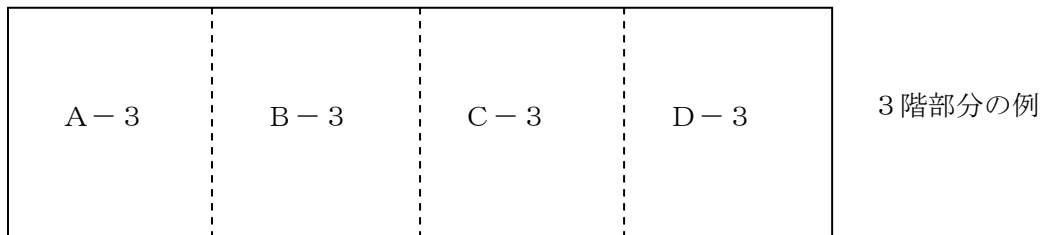
(注) △は報知区域番号を示す。

出火階	同一鳴動区域
A	A. E. I
B	B. F. J
C	C. G. K
D	D. H. L
E又はI	A. E. F. I. J
F又はJ	B. E. F. G. I. J. K
G又はK	C. F. G. H. J. K. L
H又はL	D. G. H. K. L

B 地上階の部分



(注) △は報知区域番号を示す。



出火階	同一鳴動区域
A-3	A-3、A-4、B-3、B-4
B-3	A-3、A-4、B-3、B-4、C-3、C-4
C-3	B-3、B-4、C-3、C-4、D-3、D-4
D-3	C-3、C-4、D-3、D-4

※ 防火対象物の形態、管理区分等により、複数階の鳴動区分に設定することができる。

第11-33図 大規模な建築物の鳴動区分

(6) 省令第25条の2の規定に基づき放送設備を設置した場合、地区音響装置を省略することがで

きる。ただし、地区音響装置を省略する場合、自動火災報知設備の作動と連動して放送設備を起動させること。

8 付属品

付属品には、次のものを備えておくこと。

- (1) 予備電球
- (2) 予備ヒューズ
- (3) 取扱説明書
- (4) 受信機回路図
- (5) 予備品交換に必要な特殊な工具
- (6) 警戒区域一覧図

9 配線及び工事方法

(1) 電線

使用する電線（耐火又は耐火保護を必要とするものを除く。）は、この工事の種別に応じ、第11-10表のいずれかに適合するもの又はこれと同等以上の防食性、絶縁性、電導率、引張り強さ等を有すること。

第11-10表

工事の種類	電線の種類	電線の太さ
屋内配線	JIS C 3306（ビニルコード） JIS C 3307（600Vビニル絶縁電線（IV）） JIS C 3342（600Vビニル絶縁ビニルシースケープル（VV）） JCS 416（600V耐熱性ポリエチレン絶縁電線（EM-IE）） JCS 417（600V耐熱性架橋ポリエチレン絶縁電線（EM-IC）） JCS 418 A（600V耐熱性ポリエチレンシースケープル（600V EM-EE, 600V EM-CE, 600V EM-EEF, 600V EM-CEF,））	断面積 0.75 mm ² 以上 導体直径1.0mm以上 導体直径1.0mm以上 導体直径1.0mm以上 導体直径1.0mm以上 導体直径1.0mm以上
屋側又は屋外配線	JIS C 3307（600Vビニル絶縁電線（IV）） JIS C 3342（600Vビニル絶縁ビニルシースケープル（VV）） JCS 416（600V耐熱性ポリエチレン絶縁電線（EM-IE）） JCS 417（600V耐熱性架橋ポリエチレン絶縁電線（EM-IC）） JCS 418 A（600V耐熱性ポリエチレンシースケープル（600V EM-EE, 600V EM-CE, 600V EM-EEF, 600V EM-CEF,））	導体直径1.0mm以上 導体直径1.0mm以上 導体直径1.0mm以上 導体直径1.0mm以上 導体直径1.0mm以上
架空配線	JIS C 3307（600Vビニル絶縁電線（IV）） JIS C 3340（屋外用ビニル絶縁電線（OW）） JIS C 3342（600Vビニル絶縁ビニルシースケープル（VV）） JCS 418 A（600V耐熱性ポリエチレンシースケープル（600V EM-EE, 600V EM-CE, 600V EM-EEF, 600V EM-CEF,））	導体直径2.0mm 以上の硬銅線* 導体直径2.0mm以上 導体直径1.0mm以上 導体直径1.0mm以上
地中配線	JIS C 3342（600Vビニル絶縁ビニルシースケープル（VV）） JCS 418 A（600V耐熱性ポリエチレンシースケープル（600V EM-EE, 600V EM-CE, 600V EM-EEF, 600V EM-CEF,））	導体直径1.0mm以上 導体直径1.0mm以上

使用電圧60V 以下の配線**	JCS 396 A (警報用ポリエチレン絶縁ケーブル (一般用 (AE, EM-AE), 屋内専用 (オクナイAE, オクナイEM-AE))	导体直径0.5mm以上
--------------------	----------------------------------------------------------------------------	-------------

備考 *は、径間が10m以下の場合、导体直径2.0mm以上の軟銅線とすることができる。

**は、使用電圧60V以下の配線に使用する電線については、本表の電線の種類欄に掲げるJCS 396 A以外の規格に適合する電線で、それぞれ電線の太さ欄に掲げる导体直径又は导体断面積を有するものも使用できるものとする。

(2) 配線及び工事方法

配線及び工事方法は、次に適合すること。

ア 防護措置◆

落雷等による過電流、短絡又は断線及びその他の事故に対する措置として、配線に次の防護措置を施すこと。

- (ア) R型自動火災報知設備の配線は、階ごと、かつ、3,000 m²以下ごとに断路器を設け、短絡や断線が発生した場合でも設備全体に波及しないようにすること。
- (イ) 感知器配線は、努めて次のイの屋内配線の例により設けること。

イ 屋内配線

屋内配線の工事は、次による金属管工事、合成樹脂管工事、ケーブル工事、金属ダクト工事、可とう電線管工事又はこれと同等以上の工事方法によること。

(ア) 金属管工事

- a 金属管内には、電線の接続点を設けないこと。
- b 金属管は、JIS C8305 (電線管 (鋼製)) に適合するもの又はこれと同等以上の防食性及び引張り強さを有するものとし、コンクリートに埋め込むものにあつては、1.2 mm以上、その他にあつては 1.0 mm以上の管の厚さであること。ただし、管継手のない長さ 4 m以下の電線管を乾燥した露出場所に施設する場合は、0.5mm 以上とすることができる。
- c 金属管の端口及び内面は、電線の被覆を損傷しないものであること。
- d 金属管の屈曲部の曲率半径は、管内径の 6 倍以上とすること。
- e 管路は、できる限り屈曲を少なくし、1 箇所のためみ角度は 90 度以下とすること。
- f 屈曲部 (直角又はこれに近い屈曲箇所をいう。) が 3 箇所を越える場合又は金属管のわたり長さが 30m 以上の場合には、電線の接続が容易に行えるような場所に、プルボックス又はジョイントボックスを設けること。なお、ボックス内には、水が浸入しないような措置を講ずること。
- g 金属管相互の接続は、カップリングを使用し、ねじ込み、突合せ及び締付けを十分に行うこと。
- h メタルラス張り又は金属板張りの壁体等を貫通させる場合は、十分電氣的に絶縁すること。

(イ) 合成樹脂管工事

- a 合成樹脂管内には、電線の接続点を設けないこと。
- b 合成樹脂管は、JIS C8430 (硬質ビニル管) に適合するもの又はこれと同等以上の耐電圧性、引張り強さ及び耐熱性を有すること。
- c 合成樹脂管相互及び管とボックスの接続は、管の差し込み深さを管の外径の 1.2 倍 (接

着剤を使用する場合は0.8倍)以上とし、かつ、堅ろうに行うこと。

- d 管の支持点間の距離は1.5m以下、管端、管とボックスの接続点又は管相互の接続点の支持点間の距離は0.3m以下とすること。
- e 温度又は湿度の高い場所に設ける場合は、適当な防護措置を講ずること。
- f 重量物による圧力、著しい機械的衝撃を受けるおそれのある場合等あつては、適当な防護措置を講ずること。
- g 壁体を貫通させる場合は、適当な防護措置を講ずること。
- h その他、前(ア)の金属管工事に準じて行うこと。

(ウ) ケーブル工事

- a ケーブルを造管材の面に沿って取付ける場合は、ケーブルの支持点間の距離を2m以下とし、かつ、ケーブルの被覆を損傷しないように取付けること。
- b ケーブルは、水道管、ガス管、他の配線等と接触しないように施設すること。
- c 重量物による圧力、著しい機械的衝撃を受けるおそれのある場合等にあつては、適当な防護措置を講ずること。
- d 壁体を貫通させる場合は、適当な防護措置を講ずること。

(エ) 金属ダクト工事

- a 金属ダクト内には電線の接続点を設けないこと。ただし、電線の接続点が容易に確認できる場合は、この限りではない。
- b 金属ダクトに収める電線の断面積(絶縁被覆材を含む。)の総和は、ダクト内断面積の50%以下とすること。
- c 金属ダクトの内面は、電線の被覆を損傷しないものであること。
- d 金属ダクト内の電線を外部に引出す部分に係る工事は、金属管工事、可とう電線管工事、合成樹脂管工事又はケーブル工事とすること。
- e 金属ダクトは、幅が5cmを超え、かつ、厚さ1.2mm以上の鉄板又はこれと同等以上の機械的強度を有すること。
- f 金属ダクトの支持点間の距離は、3m以下とすること。
- g 金属ダクトには、さび止め等の防食措置を講ずること。

(オ) 可とう電線管工事

- a 可とう電線管内には、電線の接続点を設けないこと。
- b 可とう電線管の内面は、電線の被覆を損傷しないものであること。
- c 重量物による圧力又は著しい機械的衝撃を受けるおそれがある場所は、適当な防護措置を講ずること。
- d 可とう電線管相互の接続は、カップリングで行い、可とう電線管とボックス又はキャビネットとの接続はコネクタで行うこと。
- e 可とう電線管の支持点間の距離は、1m以下とし、サドルなどで支持すること。

ウ 地中配線

(ア) 地中配線工事は、次により管路引入れ式、暗きょ式及び直接埋設式によること。

(イ) 管路引入れ式、暗きょ式及び直接埋設式共通事項

- a 地中箱及び地中電線を収める管は、堅ろうで車両等の重圧に耐え、かつ、水が浸入しにくい構造とすること。
 - b 地中箱の底部には水抜きを設けること。
 - c 火災報知設備用ケーブルと電力ケーブルは、0.3m以上（特別高圧の電力ケーブルの場合は、0.6m以上）離すこと。ただし、電磁的に遮へいを行い、かつ、耐火性能を有する隔壁を設けた場合は、この限りでない。
- (ウ) 直接式による場合の埋設深さは、車両その他の重量物の圧力を受けるおそれのある場所にあつては、1.2m以上、その他の場所にあつては0.6m以上とすること。

エ 架空配線

- (ア) 支持物は、木柱、コンクリート柱、鋼管柱又は鉄塔のいずれかとすること。
- (イ) 木柱、コンクリート柱等の支持等は、根入れを支持物の全長の6分の1以上とし、かつ、埋設深さは、0.3m以上とすること。
- (ウ) 支線及び支柱
 - a 支線は、その素線の直径が3.2mm以上の亜鉛メッキ鉄線又はこれと同等以上の防食性及び引張り強さを有するものを用い、素線は3条以上のより合わせしたものを使用すること。
 - b 支線と支持物は、堅固に取付けること。
- (エ) 火災報知設備の架空電線（以下「架空電線」という。）と他の架空電力線等が接近又は交さる場合は、次によること（第11-11表参照）。

第11-11表

架空電線別		電線別	離隔距離
他の架空電線別			
低圧架空電線	低圧絶縁電線又はケーブル	裸線	0.6m以上
		600V絶縁電線と同等以上又は通信用ケーブル	※0.3 //
	高圧絶縁電線又はケーブル	裸線	※0.3 //
		600V絶縁電線と同等以上又は通信用ケーブル	※0.15 //
	裸線	裸線	(垂直距離) 6 //
裸線		※1 //	
高圧架空電線	高圧架空電線	裸線	0.8 //
	高圧ケーブル	裸線	6 //
	裸線	裸線（垂直距離）	6 //
		裸線	※1.2 //
		裸線（水平距離）	1.2 //

※印は、誘導障害がない場合のみ。

- a 架空電線と他の架空線路の支持物との距離は、低圧架空線路にあつては0.3m以上、高圧架空線路にあつては、0.6m以上（電線がケーブルの場合は、0.3m以上）であること。
- b 架空電線と建築物等との距離は、0.3m以上であること。
- c 架空電線は、低圧架空線又は高圧架空線の上に設けないこと。ただし、施工上やむを

得ない場合で、架空電線と低圧架空線又は高圧架空線との間に保護網を設けた場合は、この限りでない。

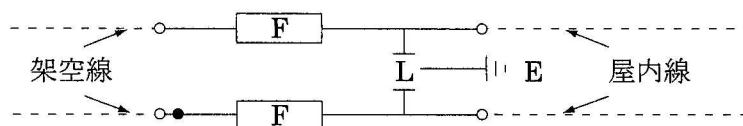
- d 架空電線が低圧架空線又は高圧架空線と接近する場合で、架空電線を低圧架空線又は高圧架空線の上方に設ける場合にあつては、相互間の水平距離を架空電線の支持物の地表上の高さに相当する距離以上とすること。
- e 架空電線の高さは、次によること。
 - (a) 道路を横断する場合は、地表上 6 m 以上とすること。
 - (b) 鉄道又は軌道を横断する場合は、軌道面上 5.5 m 以上とすること。
 - (c) 前 a 及び前 b 以外の場合は、地表上 5 m 以上とすること。ただし、道路以外の箇所
に設ける場合は、地表上 4 m 以上とすることができる。
- f 架空電線と低圧架空線又は高圧架空線と共架する場合は、次に適合すること。
 - (a) 架空電線は、低圧架空線又は高圧架空線の下に設けること。
 - (b) 架空電線と他の架空線の離隔距離は、架空線が低圧架空線にあつては、0.7 m 以上、
高圧架空線にあつては、1.5 m 以上とすること。
 - (c) 架空電線は、他の架空線により誘導障害が生じないように設けること。
- g その他架空電線については、次によること。
 - (a) ちょう架用線は、亜鉛メッキ鋼線（より線に限る。）とし、その太さは、第 11-12
表によること。

第 11-12 表

ケーブルの種類		ちょう架用の太さ (mm ²)
ケーブル	0.65 mm 10 P C 以下	断面積 22
〃	0.65 〃 20 P C 〃	〃 30
〃	0.65 〃 50 P C 〃	〃 45
〃	0.65 〃 100 P C 〃	〃 55

注 P C : 線の対数

- (b) 架空電線は、がいし、メッセンジャーワイヤー等で堅ろうに支持し、かつ、外傷絶縁劣化等を生じないように設けること。
- (c) 架空電線の引込み口及び引出し口には、がい管又は電線管を用いること。
- (d) 架空電線の架空部分の長さの合計が 50 m を超える場合は、第 11-34 図に掲げる保安装置を設けること。ただし、架空配線が有効な避雷針の保護範囲内にある場合又は屋外線が接地された架空ケーブル又は地中ケーブルのみの場合は、この限りでない。



F : 定格電流 7 A 以下の自動遮断器
 L : 交流 500 V 以下で作動する避雷器
 E : D 種接地工事

第 11-34 図

オ 屋外配線

(7) 金属管、合成樹脂管、可とう電線管又はケーブルを造営材に沿って取付ける場合、その支持点間の距離は2 m以下とすること。

(イ) メタルラス張り、ワイヤラス張り又は金属板張りの造営材に設ける場合は、十分に絶縁すること。

カ 接地

(7) 接地線は、導体直径 1.6 mm以上のビニル電線又はこれと同等以上の絶縁性及び導電性を有する電線を用いること。

(イ) 接地線には、ヒューズその他の遮断器を設けないこと。

10 自動火災報知設備と火災通報装置等の接続

火災通報装置又は警備会社等の遠隔移報装置等と自動火災報知設備等との接続方法は、次のこと。

(1) 接続要領等

ア 移報用装置は、受信機の直近で点検が容易な位置に設けること。

イ 連動停止スイッチ箱は、受信機又は火災通報装置等の直近で点検が容易な位置に設けること。

ウ 移報用装置、連動停止スイッチ箱を接続することにより、自動火災報知設備の機能に支障をきたさないこと。

エ 移報用装置、連動停止スイッチ箱の電源は、停電時出力できる端子から供給されるものであること。

なお、当該電源の供給を受信機の停電時出力できる端子に接続する場合は、自動火災報知設備の作動に支障のない容量を有していること。

オ 受信機から移報用装置、連動停止スイッチ箱までの配線は、省令第31条の3第4項の規定に基づき、消防用設備等試験結果報告書の様式を定める件（平成元年12月1日消防庁告示第4号）別添28配線の試験基準(1)、外観試験に示す屋内配線に準じたものであること。

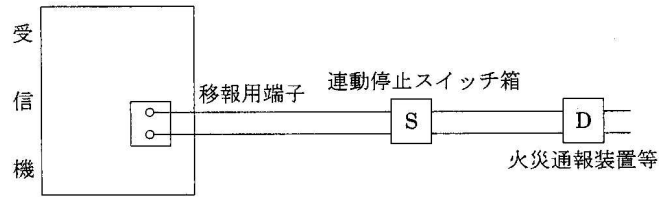
カ 受信機に移報用装置又は連動停止用スイッチ箱を接続する場合は、移報用端子の仕様を確認したうえで接続すること。

キ 受信機の移報用端子又は移報用装置に移報を停止するスイッチ及び移報が停止中であることを明示する表示灯が設けられている場合は、連動停止スイッチ箱を設置しないことができる。

ク 即時通報及び移報用端子又は移報用装置等への接続は、受信機の移報用端子又は移報用装置から行うか若しくは連動停止スイッチ箱を介して行うこと。

(2) 自動火災報知設備の受信機との接続方法等

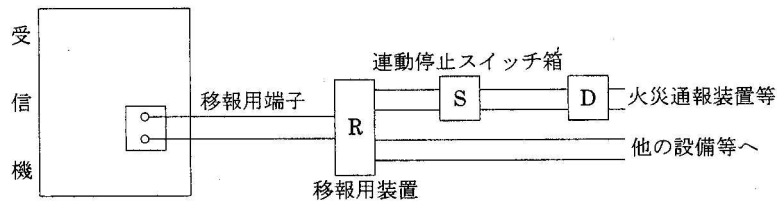
ア 受信機に移報用端子が設けられていて、使用されていない場合



注 移報用端子には「火災通報装置等用」である旨の表示をすること。

第 11-35 図

イ 受信機に移報用端子が設けられていて、すでに他の設備に使用されている場合

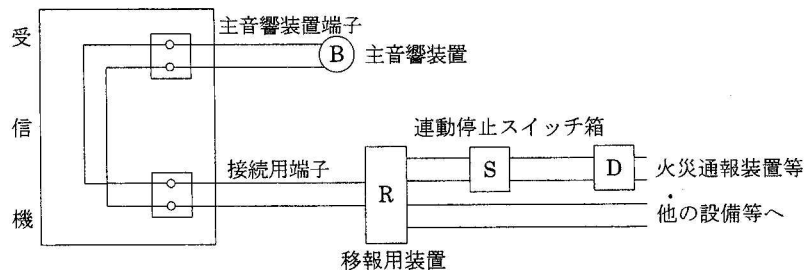


注 1 移報用装置は、多回路のものを使用し、受信機の移報用端子にすでに接続されていた設備を接続替えること。

2 移報用端子には「火災通報装置等用」である旨の表示をすること。

第 11-36 図

ウ 受信機の主音響装置端子からの接続用端子を介して移報用装置が接続されていて、すでに他の設備等に使用されている場合



注 1 移報用装置は、多回路のものを使用し、受信機の移報用端子にすでに接続されていた設備を接続替えること。

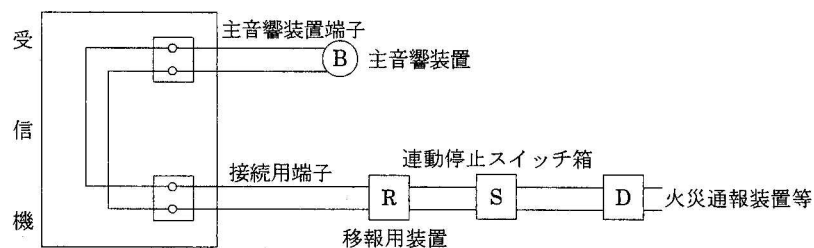
2 移報用装置の当該端子には「火災通報装置等用」である旨の表示をすること。

3 主音響装置停止スイッチには、「移報連動用」である旨の表示をすること。

4 接続用端子が設けられていない場合は、丸型圧着端子等により容易に配線が外れない措置を講じ、主音響装置に接続できるものとする。

第 11-37 図

エ 受信機に接続端子が設けられていない場合



注1 新たに接続端子を設け、当該接続用端子及び移報用装置には「火災通報装置等用」である旨の表示をすること。

2 主音響装置停止スイッチには、「移報連動用」である旨の表示をすること。

3 接続用端子が設けられていない場合は、丸型圧着端子等により容易に配線が外れない措置を講じ、主音響装置に接続できるものとする。

第11-38図

11 総合操作盤

(1) 総合操作盤

総合操作盤は、省令第24条第9号の規定により設置すること。

(2) 設置場所

総合操作盤は、第1節. 第2 防災センター等の技術上の指針による防災センターに設けること。◆

第 11-13 表 再鳴動機能付き受信機型式一覧

アイホン株式会社

種 別	メーカー型式名	型式承認番号	備 考
R 型	AHRL-AAW シリーズ	受第 13～1 号	

沖電気防災株式会社

種 別	メーカー型式名	型式承認番号	備 考
P 型 2 級	HBP232	受第 10～41 号	
P 型 1 級	HBP128, 129	受第 10～25 号	生産中止
〃	HBP128, 129	受第 10～25～1 号	生産中止
〃	HBP128, 129	受第 10～25～2 号	
〃	HBP128, 129	受第 10～25～3 号	
〃	HBP100	受第 10～42 号	
〃	HBP138, 139	受第 10～43 号	
〃	HBP138, 139	受第 11～18 号	
〃	HBP134, 135	受第 12～2 号	
G P 型 1 級	HBC913	受第 11～15 号	生産中止
〃	HBC913	受第 11～15～1 号	生産中止
〃	HBC913	受第 11～15～2 号	
〃	HBC913	受第 11～15～3 号	
〃	HBC914	受第 11～19 号	
R 型	HBR515, 516	受第 10～51 号	
〃	HBR400, 411, 412	受第 11～14 号	生産中止
G R 型	HBS516	受第 10～56 号	
〃	HBS516A	受第 10～56～1 号	
〃	HBS517	受第 11～23 号	
〃	HBS518	受第 11～25 号	
〃	HBS520	受第 12～6 号	生産中止
〃	HBS520A	受第 12～6～1 号	

ニッタン株式会社

種 別	メーカー型式名	型式承認番号	備 考
P 型 2 級	2 P K O	受第 9～103 号	
〃	2 P F 2	受第 9～112 号	
P 型 1 級	1 P F 3	受第 9～101 号	
〃	1 P F 0	受第 9～102 号	生産中止
〃	1 P M 1	受第 9～102 号	
〃	1 P M 1 - K P	受第 9～102～1 号	
〃	1 P M 1 - 2 2 0	受第 9～102～2 号	
〃	1 P M 1 - 2 2 0	受第 9～102～3 号	
〃	1 P F 3	受第 9～108 号	
〃	1 P F 3 - S A	受第 9～110 号	

〃	1 P N 0	受第 12～5 号	
〃	1 P Q 0	受第 12～7 号	
G P 型 1 級	1 G P J 1	受第 9～109 号	
〃	1 G P K 1	受第 9～111 号	
R 型	R X N - 5 N A	受第 9～105～1 号	
〃	R X N - 5 N B	受第 9～105～2 号	
〃	R X N - 5 0 0	受第 9～105～4 号	
G R 型	R X N - 5 M A	受第 9～104～1 号	
〃	R X N - 5 M B	受第 9～104～2 号	
〃	R X N - 5 0 0 G	受第 9～104～4 号	
〃	R X N - 6 C	受第 9～106～1 号	
〃	R X N - 7 C	受第 9～107～1 号	
〃	R X N - 6 E	受第 11～32 号	
〃	R X N - 8 2 5	受第 14～4 号	
〃	R X N - 8 0 1	受第 14～6 号	
〃	R X N - 8	受第 14～14 号	

日信防災株式会社

種 別	メーカー型式名	型式承認番号	備 考
P 型 2 級	BFCP221A	受第 10～24 号	
〃	BFAP232	受第 10～46 号	
P 型 1 級	BFAP128A, BFCS128A	受第 10～12 号	
〃	BFAP129A/B, BFCS129A	受第 10～13 号	
〃	BFAP128S, BFCS128S	受第 10～60 号	自立型は 128 が 188
〃	BFAP128P, BFCS128P	受第 11～41 号	自立型は 128 が 188
〃	BFAP128P, BFCS128P	受第 11～42 号	自立型は 128 が 188
〃	BFAPJ101, BFCS J101	受第 14～16 号	
G P 型 1 級	BFAPG128S, BFCSG128S	受第 10～59 号	自立型は 128 が 188
〃	BFAPG128P, BFCSG128P	受第 11～39 号	自立型は 128 が 188
〃	BFAPG128P, BFCSG128P	受第 11～40 号	自立型は 128 が 188
R 型	BFAR034SA/SB, BFCR034SA/SB	受第 10～14 号	S A は生産中止
G R 型	BFCRG034SA/SB	受第 10～15 号	S A は生産中止
〃	BFCRG034MA	受第 10～16 号	自立型は 034 が 094
〃	BFCRG094LA	受第 10～17 号	
〃	BFCRG094EF	受第 10～57 号	
〃	BFCRG094EM	受第 10～58 号	

日本ドライケミカル株式会社

種 別	メーカー型式名	型式承認番号	備 考
P 型 2 級	N R C - 2	受第 9～116 号	
P 型 1 級	N R D - 1	受第 9～113 号	
〃	N R E - 1	受第 9～114 号	
〃	N R F - 1	受第 9～115 号	

日本フェンオール株式会社

種 別	メーカー型式名	型式承認番号	備 考
P型2級	FPP-22SA	受第10～11号	
P型1級	FPP-51NPV/FCP-51NPV	受第10～6号	
〃	FPP-51NPV/FCP-51NPV	受第10～7号	
〃	FPP-51NPV	受第10～61号	
〃	特) FPP-51NGS/特) FCP-51NGS	受第11～35号	
〃	特) FPP-51NGS/特) FCP-51NGS	受第11～36号	
〃	特) FPP-51NGS/特) FCP-51NGS	受第11～37号	
〃	特) FPP-51NGS/特) FCP-51NGS	受第11～38号	
GP型1級	FCP-51NG	受第10～62号	
GR型	SCP-07AFRA	受第10～22～1号	
〃	SCP-08AFRA	受第10～21～1号	

能美防災株式会社

種 別	メーカー型式名	型式承認番号	備 考
P型2級	FCP221A	受第9～129号	
〃	FAP232	受第10～29号	
P型1級	FAP128A, FCS128A	受第9～122号	
〃	FAP128S, FCS128S	受第9～122～1号	
〃	FAP128P, FCS128P	受第9～122～2号	
〃	FAP128P, FCS128P	受第9～122～3号	
〃	FCS128A	受第9～122～4号	
〃	FAP129A, FCS129A	受第9～123号	
〃	FCH128P, FOH128P	受第11～31号	
〃	FAPJ101, FCSJ101	受第14～10号	
〃	FAPJ101A, FCSJ101A	受第15～7号	
GP型1級	FAPG128S, FCSG128S	受第10～50号	
〃	FAPG128P, FCSG128P	受第10～50～1号	
〃	FAPG128P, FCSG128P	受第10～50～2号	
〃	FAPGJ101, FCSGJ101	受第14～11号	
〃	FAPGJ101A, FCSGJ101A	受第15～6号	
R型	FAR034SA/SB, FCR034SA/SB	受第9～124号	SAは生産中止
〃	HAVRJ001, HCVRJ001	受第15～2号	
GR型	FCRG034SA/SB	受第9～125号	SAは生産中止
〃	FCRG034MA	受第9～126号	
〃	FCRG034MX	受第9～126～1号	
〃	FCRG094LA	受第9～127号	
〃	FCRG094LX	受第9～127～2号	
〃	FCRG094EM	受第10～19号	

〃	FCRG094EF	受第 10～20 号	
〃	FCRG034MS	受第 13～12 号	

ホーチキ株式会社

種 別	メーカー型式名	型式承認番号	備 考
P 型 2 級	RPP-EAW シリーズ	受第 7～49 号	
〃	RPP-EBW シリーズ	受第 9～119 号	
〃	RPP-EBW01 シリーズ	受第 9～120 号	
〃	HAP-EAW シリーズ	受第 9～121 号	
P 型 1 級	RPP, HAP-AAW シリーズ	受第 7～48 号	
〃	RPP, HAP-AAW シリーズ	受第 7～48～1 号	
〃	RPP, HAP-ABW シリーズ	受第 9～117 号	
〃	RPQ, HAQ-ABW シリーズ	受第 9～118 号	
〃	RPQ, HAQ-ABW シリーズ	受第 9～118～1 号	
〃	RPQ, HAQ-ABW シリーズ	受第 9～118～2 号	
〃	RPQ, HAQ-ABW シリーズ	受第 9～118～3 号	
〃	RPO, HAO-ABS シリーズ	受第 10～30 号	
〃	RPR, HAR-AAS シリーズ	受第 11～2 号	
〃	HGR-AAS K シリーズ	受第 11～4 号	S A は生産中止
〃	RPR, HAR-AAS K シリーズ	受第 11～5 号	S A は生産中止
〃	RIC-AAW, AAS シリーズ	受第 11～28 号	
〃	RPS-AAW10 シリーズ	受第 11～43 号	
G P 型 1 級	HGO-ABS シリーズ	受第 10～31 号	
〃	HGR-AAS シリーズ	受第 11～1 号	
〃	HGQ-ABW シリーズ	受第 11～11 号	
R 型	HRJ-ABW シリーズ	受第 10～1 号	
〃	HRL-AAW シリーズ	受第 13～1 号	
〃	RRM-AAW シリーズ	受第 13～11 号	
G R 型	HRK-ACW, ACS シリーズ	受第 10～2 号	
〃	HRH-ACS, ADS シリーズ	受第 10～3 号	
〃	HRI-AES, AJS シリーズ	受第 10～4 号	
〃	HRI-AFS, AGS, AKS, ALS シリーズ	受第 10～5 号	
〃	HRK-ADW, ADS シリーズ	受第 11～34 号	
〃	HRM-AAW シリーズ	受第 13～10 号	

パナソニック電工株式会社

種 別	メーカー型式名	型式承認番号	備 考
P 型 2 級	BVJ22031～BVJ22051	受第 10～26 号	
〃	BVJ410503～BVJ410505	受第 11～24 号	生産中止
〃	BVJ410503K～BVJ410505K	受第 11～24 号	
P 型 1 級	BVJ1305～BVJ13201	受第 10～27 号	
〃	BVJ1725～BVJ18120	受第 10～28 号	生産中止
〃	BVJ3308～BVJ34100	受第 10～28 号	生産中止

〃	BVF1525～BVF16100	受第 12～1 号	
〃	BVF3110～BVF32100	受第 12～1 号	生産中止
〃	BVF3110K～BVF32100K	受第 12～1 号	
G P 型 1 級	BZJ1 BZJ9	受第 10～27 号	
R 型	BVR11025～BVR110502	受第 10～40 号	
〃	BVR21030～BVR210502	受第 10～40 号	生産中止
〃	BVR21030K～BVR210502K	受第 10～40 号	
〃	SHNT400～SHNT412	受第 10～48 号	生産中止
〃	SHNT400K～SHNT412K	受第 10～48 号	生産中止
〃	SHNT401K～SHNT414K	受第 10～48～1 号	
G R 型	BZR11, BZR19	受第 10～55 号	生産中止
〃	BZR11, BZR19	受第 10～55～1 号	
〃	BVS19	受第 11～22 号	生産中止
〃	BZR109	受第 12～3 号	生産中止
〃	BZR109	受第 12～3～1 号	

ヤマトプロテック株式会社

種 別	メーカー型式名	型式承認番号	備 考
P 型 2 級	YRPP-EAW シリーズ	受第 7～54 号	
〃	YRPP-EBW シリーズ	受第 10～33 号	
〃	YRPP-EBW01 シリーズ	受第 10～35 号	
P 型 1 級	YRPP, YHAP-AAW シリーズ	受第 7～53 号	
〃	YRPQ, YHAQ-AAW シリーズ	受第 7～53～1 号	
〃	YRPQ, YHAQ-ABW シリーズ	受第 10～34 号	
〃	YRPP, YHAP-ABW シリーズ	受第 10～32 号	